

熊本県動物愛護センター基本計画

令和2年（2020年）3月

熊本県

目次

はじめに	1
第1章 動物愛護管理の現状と課題	2
1 日本における動物愛護管理等に関する法律	2
2 国内及び県内における動物飼育実態の整理	4
3 県動物愛護センターの現状と課題	12
4 動物愛護に対する県民や有識者等からの意見	18
5 動物愛護の取組み	22
第2章 動物愛護センターの必要性	26
第3章 動物愛護センター整備にあたっての基本的な考え方	27
第4章 動物愛護センター整備後の県全域における動物愛護推進体制	28
第5章 動物愛護センターの役割	30
第6章 動物愛護センターの必要な取組み及び施設	31
1 必要な取組み	31
2 必要な施設	35
3 収容動物数	38
第7章 設置場所	39
1 立地条件の検討	39
2 設置場所の考え方	40
第8章 管理運営体制	41
1 管理運営体制の考え方	41
2 犬猫の流れ	41
3 その他	43
第9章 施設整備の比較検討	44
1 施設整備の比較検討	44
2 財源確保の検討	57
第10章 現動物愛護センターの改修の必要性の整理及び利活用計画	58
まとめ	64

はじめに

近年、人々の動物に関する意識が変化し、犬や猫などの動物を単なるペットとしてではなく、人々の心の支え、潤いと喜びをもたらす家族の一員、いわゆるコンパニオンアニマル（伴侶動物）として飼養する家庭も増えており、県民の動物愛護に対する機運が高まってきている。

そのような中、本県では、平成28年に熊本地震が発生した。その際、各保健所で保護した犬猫については被災者の迷子ペットを誤って処分しないため、殺処分を一時停止する等の対応をとった。また、県内外の動物愛護団体や獣医師会等の協力のもと、被災ペットを元の飼い主に返還したり、新しい飼い主に譲渡した。このような取組みを推進するため、平成28年12月に策定した熊本復旧・復興4ヵ年戦略において、犬猫の「殺処分ゼロ」を目指すことを掲げるとともに、その取組みの方向性を明確にするため、平成30年3月に、平成30年度から10年間を計画期間とする「第3次熊本県動物愛護推進計画」（以下、「3次計画」という。）を策定した。

3次計画では、県民と協働で「命を大切にし、やさしさあふれる人と動物が共生するくまもと」の実現を目標に掲げ、飼い主における適正飼養・終生飼養の推進、動物愛護精神の涵養、保護動物の返還・譲渡の推進、保護動物の適正管理の徹底などの取組みを進めている。その一方、熊本県動物愛護センター（以下、「動物愛護センター」という。）では、長期収容する犬猫が累増し、過密な状態での収容や感染症の発生など、「愛護」の観点から多くの課題が生じている。

そのため、平成30年度に有識者による熊本県動物愛護センターあり方検討会（以下、「あり方検討会」という。）が開催され、平成31年2月にまとめられた報告書では「動物愛護の拠点となる施設整備が必要」等の提言がなされたところである。

この報告書を踏まえ、一層の動物愛護推進に向け、県として動物愛護センター整備の必要性を検討し、「熊本県動物愛護センター基本計画」（以下、「基本計画」という。）をまとめたので、ここに報告する。

なお、本基本計画は、今後策定される熊本県動物愛護センター基本設計条件等作成のための指針となるものである。

第1章 動物愛護管理の現状と課題

1 日本における動物愛護管理等に関する法律

(1) 狂犬病予防法の制定（昭和25年）

日本国内では、狂犬病により多くの人や犬の命が奪われてきたが、狂犬病の発生予防、まん延防止、撲滅により、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図るため、狂犬病予防法が制定された。本法律では、飼い犬の登録及び狂犬病予防注射の接種が義務付けられ、制定からわずか7年で狂犬病を撲滅。現在、日本は数少ない清浄国となっているが、未だ多くの国では流行しており、年間約5万5千人が狂犬病で亡くなっている（次頁参考）。特にアジア地域で多く発生しており、日本も常に侵入の脅威に晒されていることから、万一の侵入に備えた対策として、犬の予防注射の徹底と捕獲抑留、返還、処分が行われている。

(2) 動物の保護及び管理に関する法律の制定（昭和48年）

動物を愛護する気風を招来し、動物の虐待・遺棄の防止や動物愛護思想の普及啓発、動物による人への危険防止を目的とした法律が議員立法で制定された。

(3) 動物の愛護及び管理に関する法律の改正

・平成11年

「動物の愛護及び管理に関する法律」に名称変更。基本原則に「動物は命あるもの」を明記し、動物取扱業の届出制、飼い主責任の徹底、虐待や遺棄に関わる罰則の適用動物の拡大、罰則の強化など大幅に改正された。

・平成17年

動物取扱業の登録制、特定動物の許可制、実験動物への配慮、罰則の強化など、一部改正された。

・平成24年

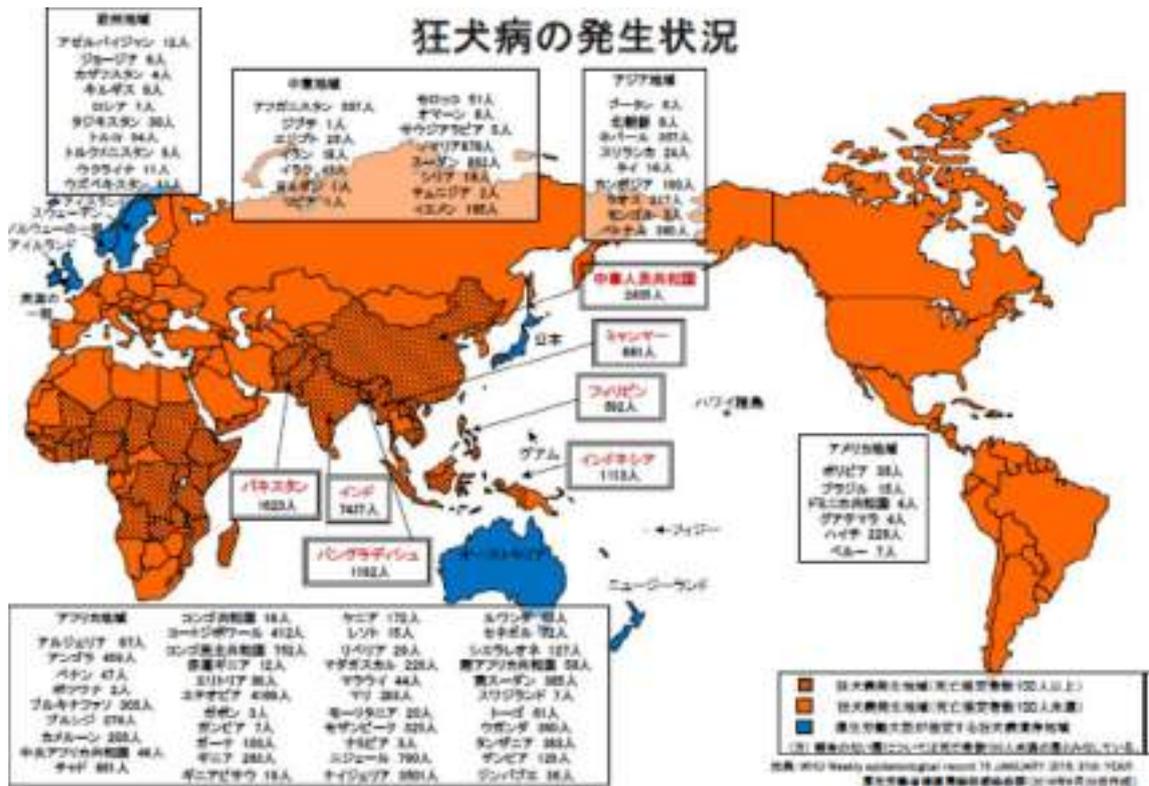
法の目的に「人と動物との共生」が追記され、基本原則に動物福祉の「5つの自由」が追加された。また、動物取扱業の適正化（犬猫等販売業に係る特例の創設、第二種動物取扱業の創設等）、動物の所有者の責務として、動物がその命を終えるまで適正に飼養すること（終生飼養）の明記、終生飼養に反する理由による引取りを自治体が拒否できるようになった。

・令和元年

犬猫の繁殖業者等へのマイクロチップ装着・情報登録の義務化、第一

種動物取扱業による適正飼養等の促進等（生後 56 日齢以内の犬猫の販売禁止等）、動物虐待の罰則の引上げなど、一部改正する法律が令和元年 6 月に公布された。（※施行日は公布後 1～3 年以内に政令で定める日）

<参考> 世界での狂犬病発生状況



(資料) 厚生労働省

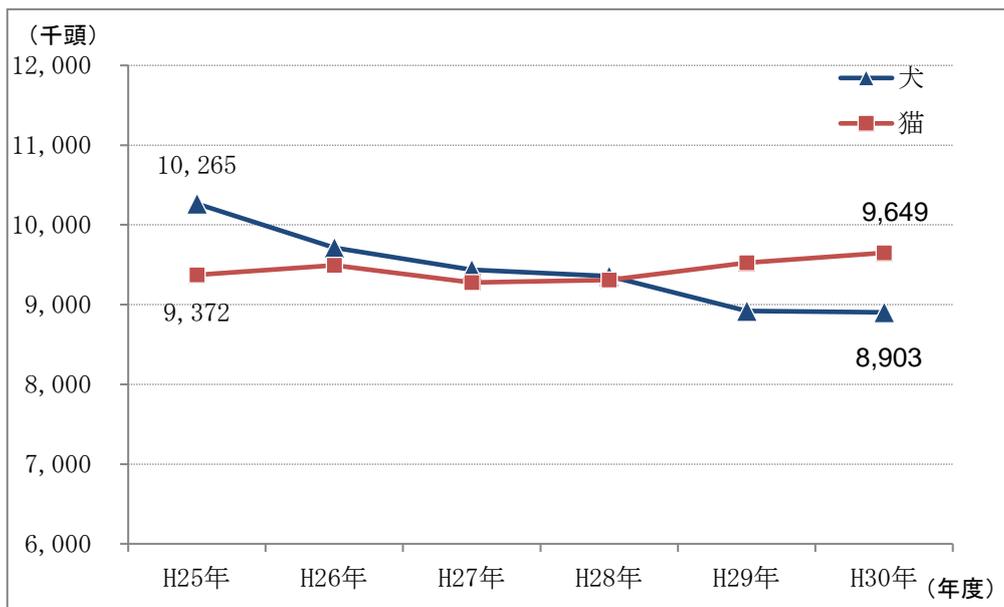
2 国内及び県内における動物飼育実態の整理

(1) 国内における動物飼育実態の整理

① 飼育頭数

平成 30 年 10 月時点で、全国の犬飼育頭数は 8,903 千頭、猫は 9,649 千頭である。犬の飼育頭数は経年で減少傾向にあるが、猫の飼育頭数はほぼ横ばいで推移している。

犬猫飼育頭数の年次推移

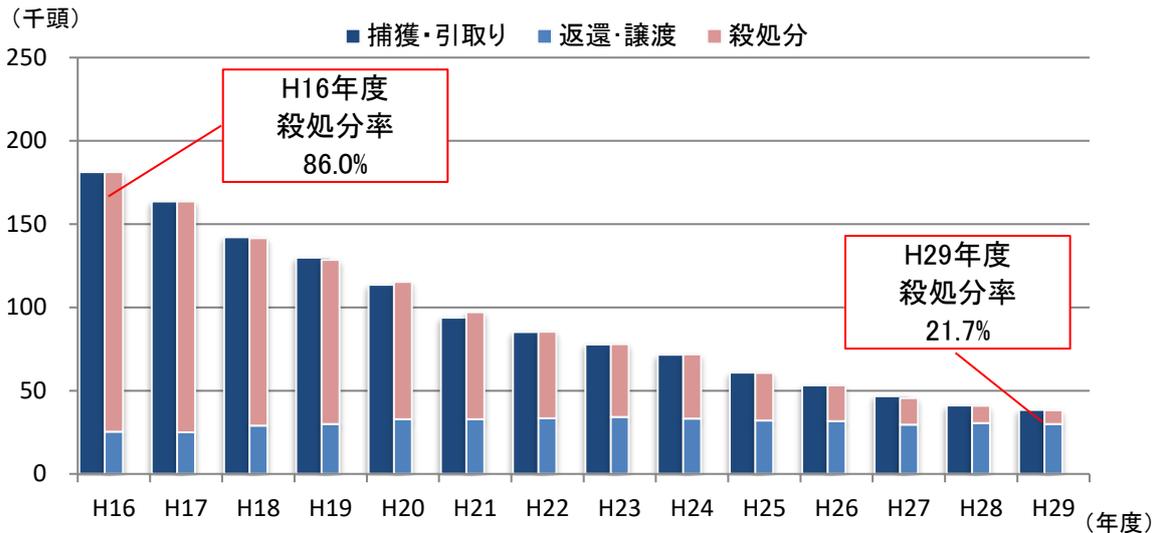


(資料) 一般社団法人ペットフード協会「2018年全国犬猫飼育実態調査」

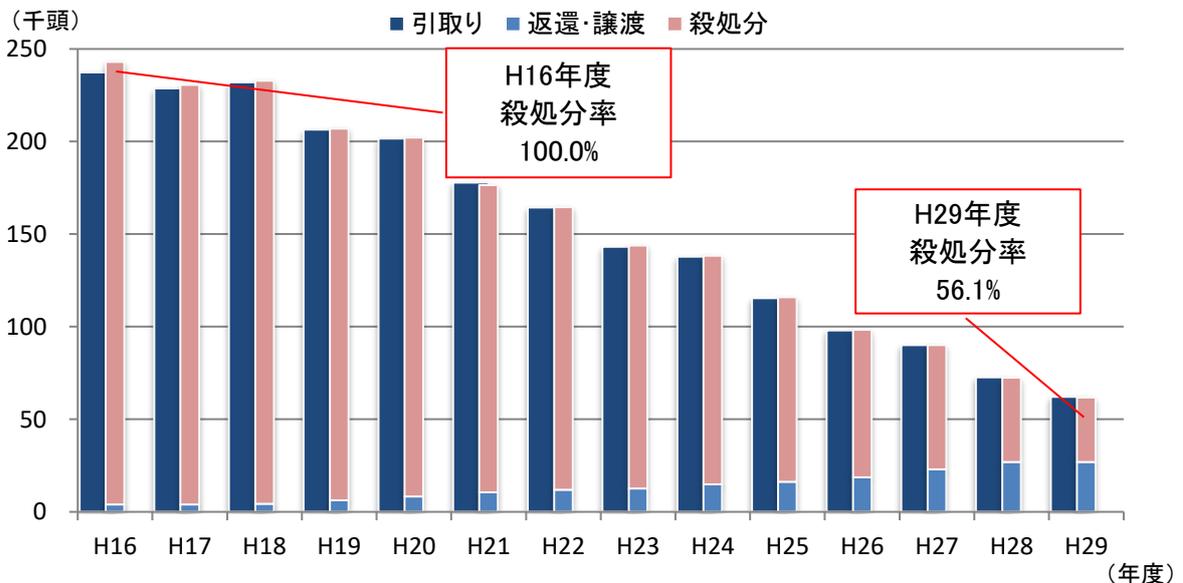
② 捕獲・引取りと返還・譲渡及び殺処分状況

捕獲・引取りと返還・譲渡及び殺処分状況を見ると、犬猫ともに引取り数が減少し、殺処分率も低下している。ただし、平成 29 年度における犬の殺処分率が 21.7%であるのに対し、猫の殺処分率は 56.1%と 2 倍以上高い。返還・譲渡数について、犬はほぼ横ばいであるが、猫は徐々に増加している。

捕獲・引取りと返還・譲渡及び殺処分状況の年次推移（犬）



引取りと返還・譲渡及び殺処分状況の年次推移（猫）



(資料) 環境省「動物愛護管理行政事務提要」

※上下表とも処分数が引取り数を超過する年があるが、これは前年度までの繰越分があるためである。

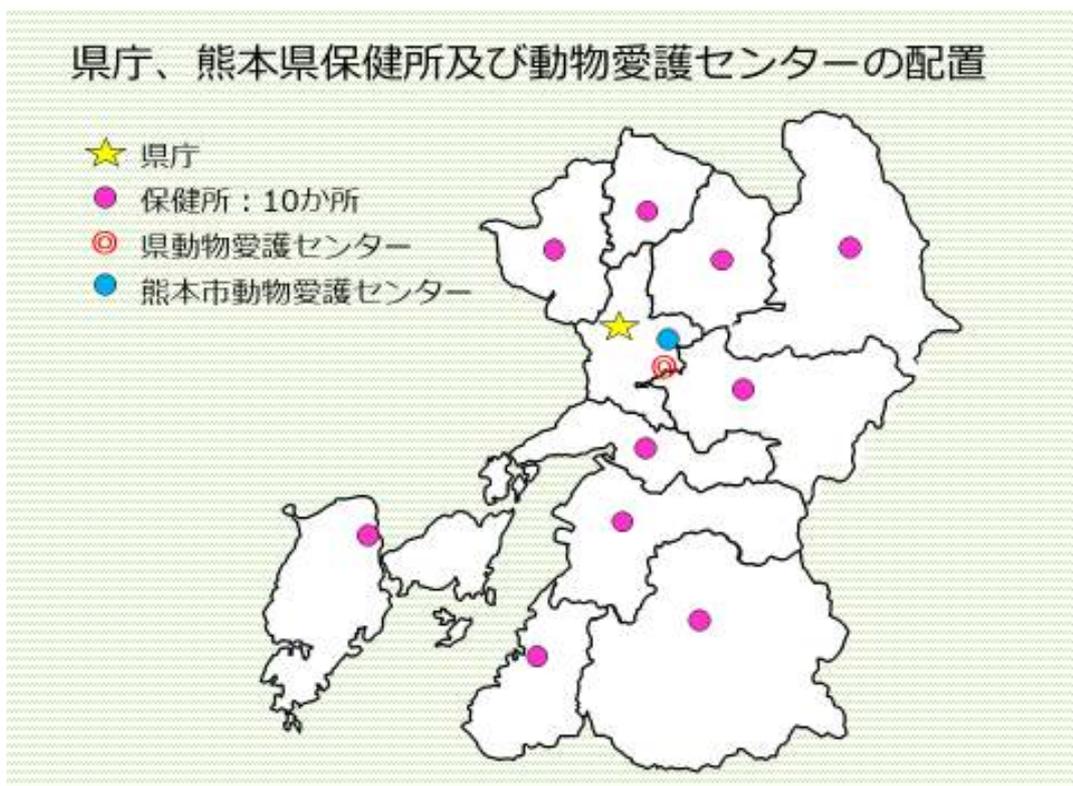
(2) 動物愛護に係る本県の動き

①本県の動物愛護行政機関の配置状況及び業務内容

現在、県庁、県保健所（10か所）、動物愛護センターで動物愛護の業務を行っている。

県庁では、国、他自治体、各所属との連絡調整や、動物愛護に関する施策の策定、事業企画の立案等を主な業務としており、各保健所においては、犬の捕獲、犬猫の引取り、負傷動物保護、保護動物の返還・譲渡、動物取扱業の登録事務・監視指導、適正飼養等の普及啓発等を行っている。県動物愛護センターにおいては、動物愛護教育や各保健所から搬入された犬猫の飼養管理や譲渡、安楽死・焼却等を業務委託している。

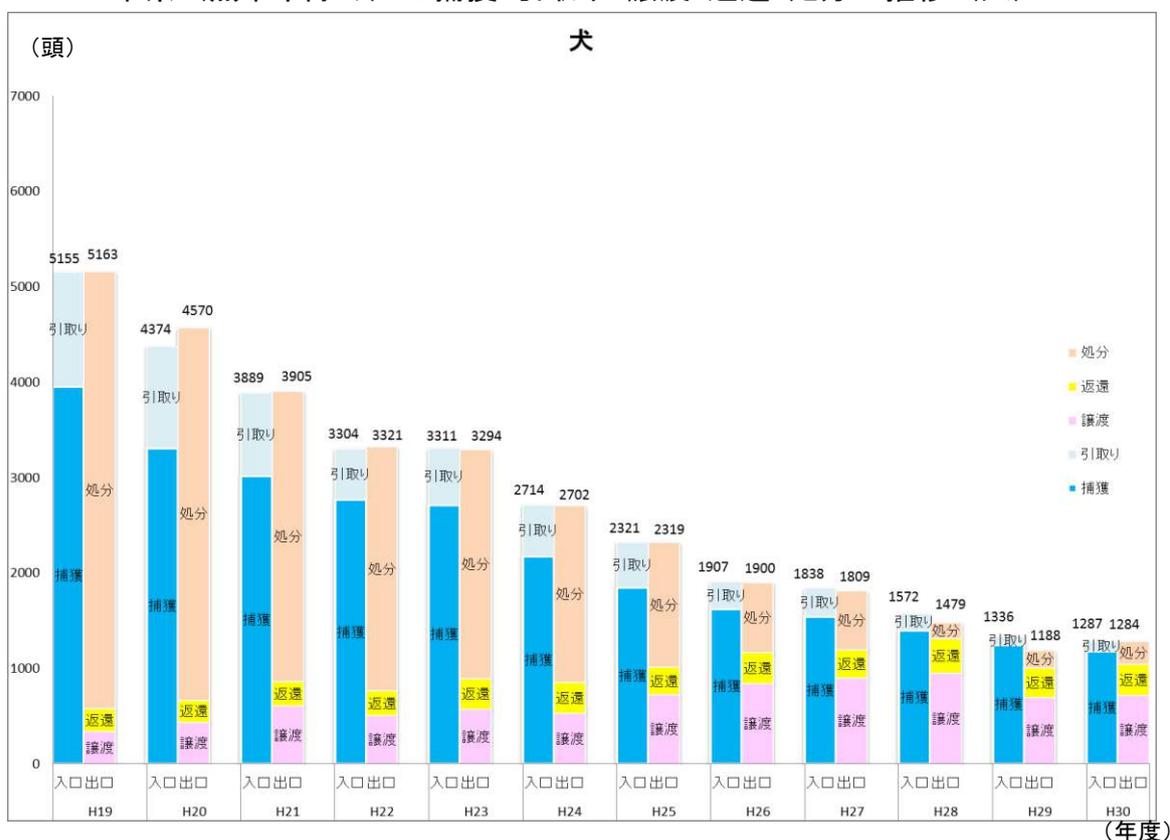
※なお、熊本市においては、独自に市動物愛護センターを設置して、熊本市内の動物愛護に関する業務を行っている。



② 捕獲・引取り及び譲渡・返還・処分頭数の推移

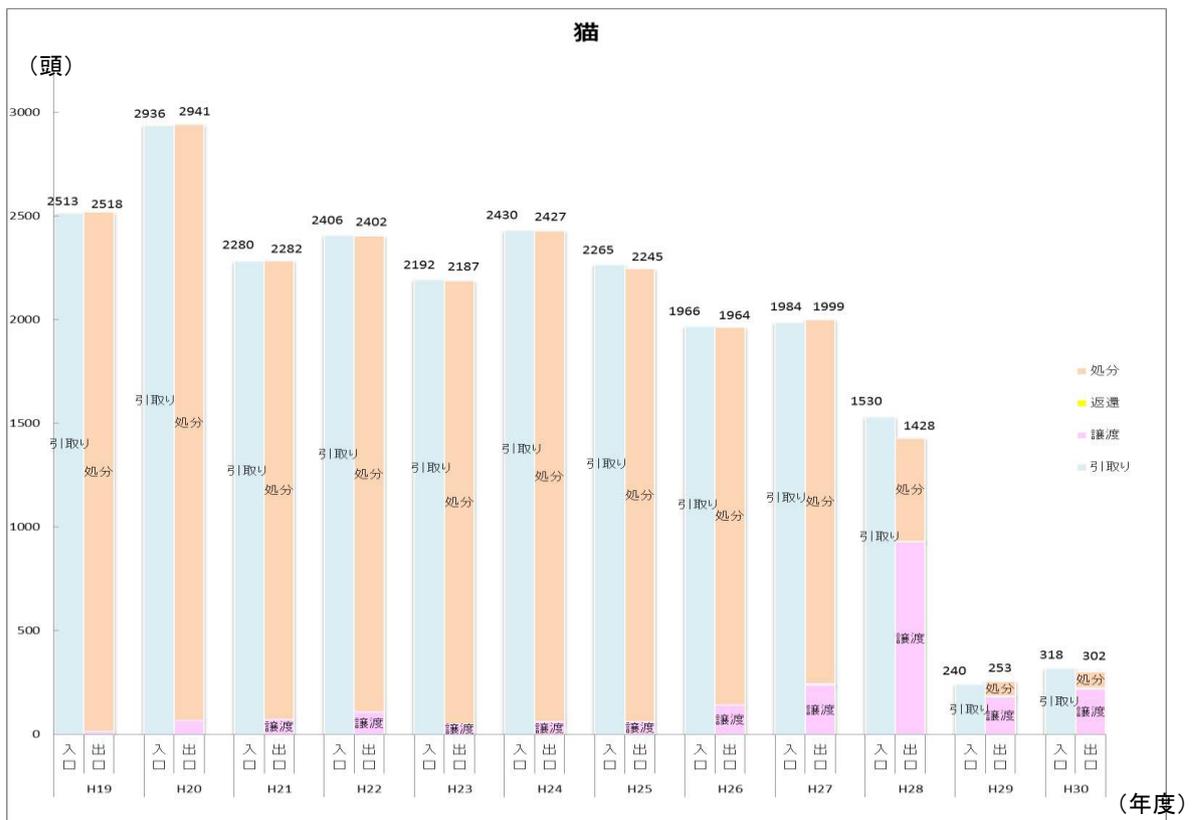
本県では、引取り説諭の強化等の入口対策により引取り頭数が減少傾向にあり、捕獲頭数も年々減少している。また、保護動物の譲渡強化等の出口対策により譲渡頭数が増加しつつあり、安楽死頭数は、殺処分ゼロの目標に向け取り組んでおり、平成 29 年度以降はやむを得ない安楽死を除く殺処分はゼロを達成している。平成 30 年度を平成 19 年度と比較すると、犬の引取り頭数は 91%減少（1,201 頭⇒109 頭）、安楽死頭数は 95%減少（4,583 頭⇒239 頭）した。また、全国と比較すると全国の平成 29 年度の殺処分率は 21.7%に対して、本県は平成 29 年度は 13.7%（平成 30 年度は 18.6%）と低くなっている。

本県（熊本市除く）の捕獲・引取り・譲渡・返還・処分の推移（犬）



猫も犬と同じく引取り頭数減少及び譲渡頭数増加の傾向にあったが、殺処分ゼロを掲げた平成 28 年度から平成 30 年度にかけて特に大きい変化が見られる。平成 19 年度と比較すると、平成 30 年度の引取り頭数は 87%減少 (2,513 頭⇒318 頭)、安楽死頭数は猫ではゼロ (2,505 頭⇒ゼロ) となった。全国の推移と同様右肩下がりとなっているが、特に処分率の減少幅が大きくなっており、平成 29 年度から入口・出口とも頭数が大幅に減少している。

本県（熊本市除く）の引取り・譲渡・返還・処分の推移（猫）



<参考>

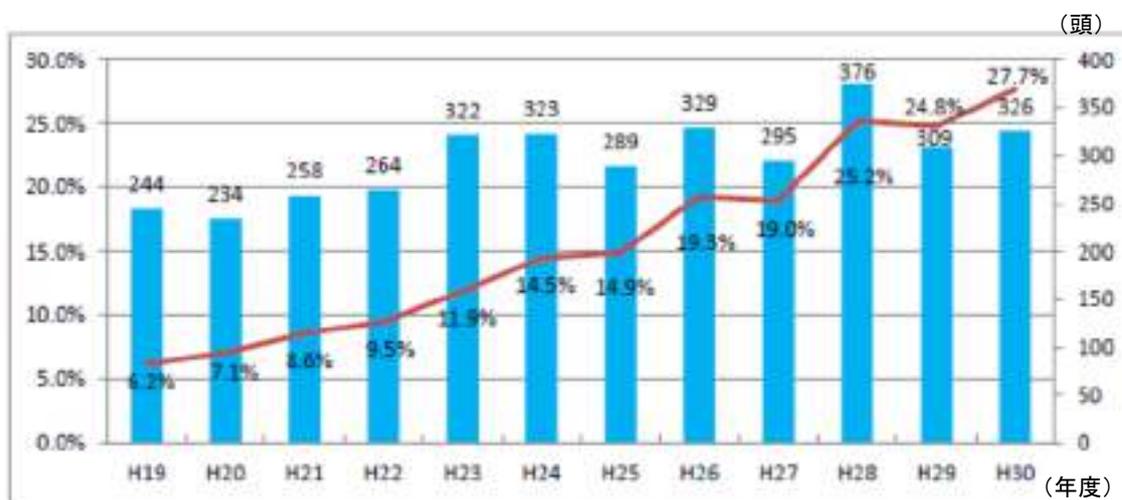
なお、それぞれの具体的な頭数については、以下のとおりである。

本県（熊本市除く）の犬捕獲、犬猫引取りの推移



前述のとおり、捕獲、引取り数が右肩下がりであり、特に猫の引取り数が平成 29 年度以降、顕著に減少している。

本県（熊本市除く）の犬返還の推移



本県で保護した犬の返還率は年々増加傾向にある。

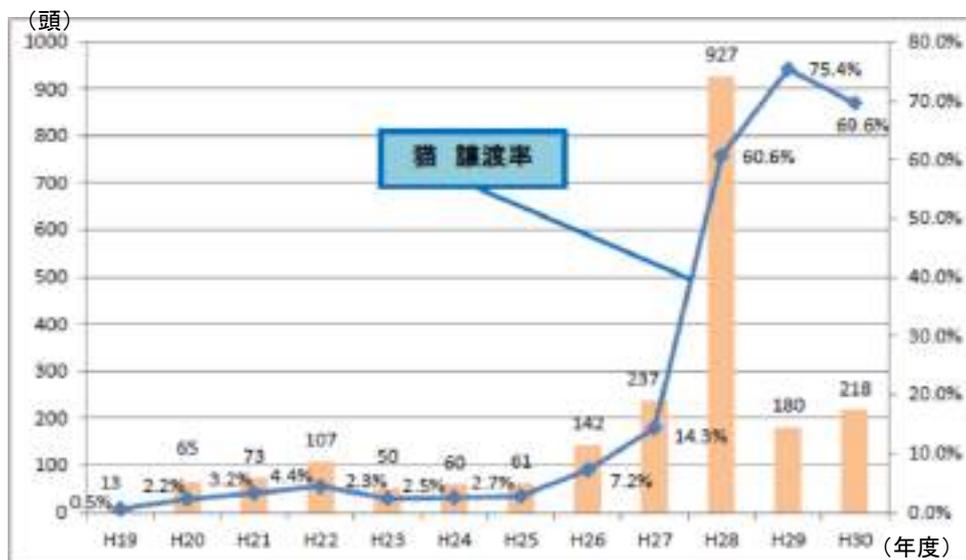
本県（熊本市除く）の譲渡の推移（犬）



※譲渡率：譲渡頭数／（捕獲頭数＋引取頭数－返還頭数）

本県に入ってくる犬自体が減少しているため、譲渡頭数は減少しているが譲渡率は70%前後まで上昇している。

本県（熊本市除く）の譲渡の推移（猫）



※譲渡率：譲渡頭数／引取頭数

平成 28 年度は熊本地震の影響により保護された猫を県内外の動物愛護団体や他自治体等の協力のもと、新しい飼い主に譲渡したため、譲渡頭数が増加したが、平成 29 年度以降は引取り説諭等で本県に入ってくる猫が減少しているため、譲渡頭数が減少している。（譲渡率は70%前後まで上昇している。）

③ 犬猫殺処分率の推移

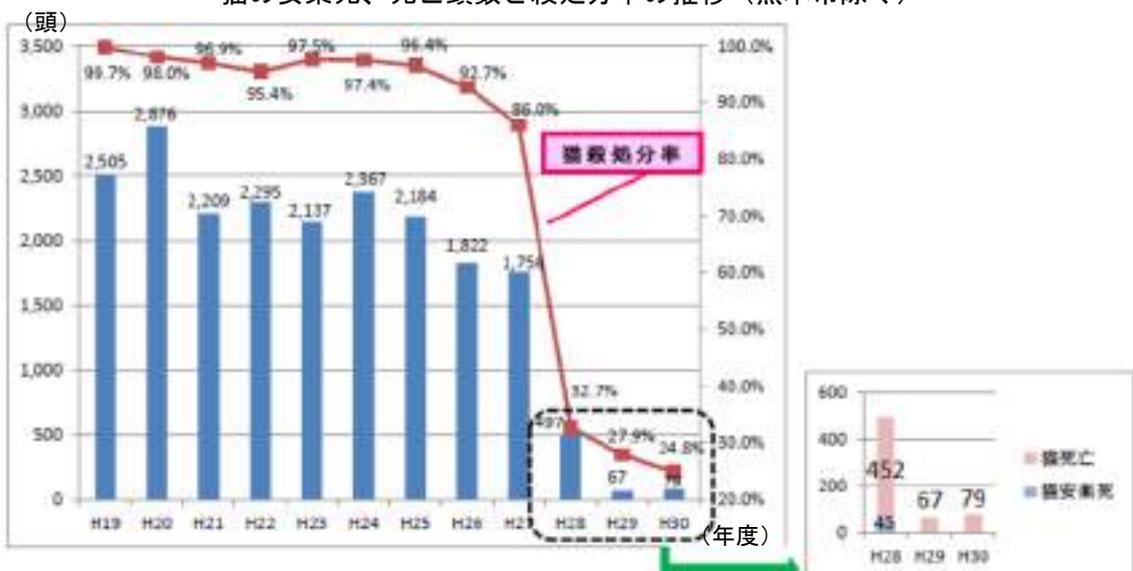
犬猫の殺処分率については、殺処分ゼロの取組みを始めた平成 28 年度から大きく低下している。一方、病気や幼齢等により施設内で飼養中に死亡する犬猫が一定数いる。

なお、県では、平成 28 年 12 月以降、保護した犬猫のうち、人や他の動物に危害を与える恐れがある場合や、重度の負傷や病気等健康上の問題があり譲渡が厳しい場合など、やむを得ない安楽死を麻酔注射により実施している。

犬の安楽死、死亡頭数と殺処分率の推移（熊本市除く）



猫の安楽死、死亡頭数と殺処分率の推移（熊本市除く）



※平成 28 年度より収容中死亡と安楽死の内訳を集計。

3 動物愛護センターの現状と課題

(1) 動物愛護センターの沿革と概要

①施設の沿革

昭和 25 年：「狂犬病予防法」制定

→本県における収容犬の処分は、殺処分から焼却まで各保健所で実施

昭和 48 年：「動物の保護及び管理に関する法律」公布

昭和 49 年：熊本県犬管理センターを熊本市戸島町に設置、焼却処分を開始

→保健所周辺の住民感情を考慮するとともに、焼却における公害的要素の解消目的で設置

昭和 52 年：社団法人弘済会に業務を委託

昭和 54 年：熊本県動物管理センターを設置

→「動物の保護及び管理に関する法律」に基づき、犬はもとより猫の引取りが義務づけられ、収容動物は適正に保管し、殺処分を行う場合は安楽死処分をしなければならないこととなり、法の趣旨に従う目的で設置。業務と併せて施設の維持管理も委託。

平成 24 年：耐震調査実施→耐震強度問題なし

平成 26 年：外壁改修工事、焼却炉補修工事等

平成 27 年：研修室トイレ改修工事

平成 28 年：熊本地震後、被災ペット救護業務実施

※熊本地震後、被災者の迷子ペットを誤って処分しないため、殺処分を一時停止。熊本復旧・復興 4 カ年戦略で「殺処分ゼロを目指す」ことを掲げる。

平成 29 年：動物愛護センターへ名称変更

老朽化のため研修室を解体後、コンテナ設置

平成 30 年：中庭の樹木を伐採する等整地を行い、コンテナ設置及び駐車場を確保

②施設の概要

- ・位置 熊本市東区戸島町2591
- ・敷地面積 2,644 m²
- ・建物構造 鉄筋コンクリート平屋建
- ・着工 昭和53年8月14日
- ・完成 昭和54年3月31日
- ・開設 昭和54年6月1日
- ・建設資金

総事業費	154,304千円
動物収容施設整備費補助金	34,919千円
年金積立金還元融資事業（特別地方債）	107,000千円
一般財源	12,385千円

設置当時の熊本県動物管理センター外観



設置当時の熊本県動物管理センター施設構造・設備



(2) 動物愛護センターの現状

前述のとおり、本県では、昭和54年、熊本県動物管理センターを熊本市戸島町（現：熊本市東区戸島町）の熊本市東部環境工場隣接地に設置した。

設置当時の「熊本県動物管理センター」の主要業務は、各保健所から搬入される犬猫の処分であったため、施設の構造や設備は処分の遂行を念頭に置いたものであった。

その後、社会情勢の変化に伴い、動物愛護の機運の高まりや動物による迷惑防止など、動物の飼養者への指導・啓発にも重点が置かれるようになり、県動物管理センターに動物愛護と適正な取扱いによる普及啓発の拠点施設としての機能が求められるようになった。このため、平成25年度から動物愛護業務を専門として行う動物愛護専門員を県動物管理センターに配置し、動物とのふれあい方教室や譲渡前講習会を開催するなど、動物愛護の啓発に取り組んできた。

また、平成29年4月には「動物愛護センター」へ名称変更し、「管理」から「愛護」へと、その役割を大きく転換し、殺処分ゼロを目指したことにより動物愛護センターで長期収容する犬・猫が累増し、過密な状態での収容や感染症の発生など、「愛護」の観点からは課題がある状態が続いたことから、3次計画に基づき、平成30年度に譲渡を拡大するための適正な飼育環境や、保健所と連携した動物愛護行政の現場司令機能など将来的な機能強化に関する動物愛護センターのあり方が検討された。

センター周辺の航空地図



(資料) Google マップ

(3) ハード面の課題

動物愛護センターは元来、各保健所から搬入される犬猫を殺処分する施設であったため、犬猫を個体管理する施設機能を有していない。現在、殺処分ゼロに向けた取組みが進む一方で、年々減ってはいるが本県に入ってくる（捕獲・引取り）犬猫がおり、本県から出る（返還・譲渡）犬猫が増加しないため、動物愛護センターにおける飼養頭数は累増している。また、収容動物や来所者への衛生面や飼養中の咬傷などの安全面の確保も課題となっている。

① 個体管理を目的とした構造ではない

動物愛護センターは元々、殺処分のための施設であり、個体管理を前提とした構造となっていないため、現在は車庫スペースに檻を設置して対応している。夏季には同スペースにテントを設置する他、寒冷紗をかけ日陰を作るような状態である。



② 収容施設の限界

飼養頭数の増加に伴い、犬猫の個体管理用の檻を置けるようにコンテナを設置し、応急的に対応しているが、これ以上コンテナ等を設置するスペースはなく、収容施設の限界を迎えている。



③ 接面道路

接面道路は入口が分かりにくい他、大型バス等が進入するための十分な幅員がない。その上、公道と私道が混在している状態のため、熊本市建築指導課の道路判定によると建築基準法の道ではないとされている。したがって増築に当たっては、①同課が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認め、②私道所有者から同意・承諾を得て、③増築計画を建築審査会に申請し、④建築審査会から同意を得た上で、⑤同課が計画を許可する、というプロセスが必要となる。



④ 駐車場の不足

①に記載したとおり、本来車庫として確保されていた場所に檻等を設置しており、十分な駐車スペースがない。そのため駐車場が不足しており、譲渡会開催時等、駐車台数が増加する場合は隣接するゲートボール場の駐車スペースを融通していただく等の対応となっている。また、バスやトラックといった大型の車両が駐車するスペースも不足している。



(①～④で使用した画像) 2019.9.19 地方経済総合研究所撮影

(4) ソフト面の課題

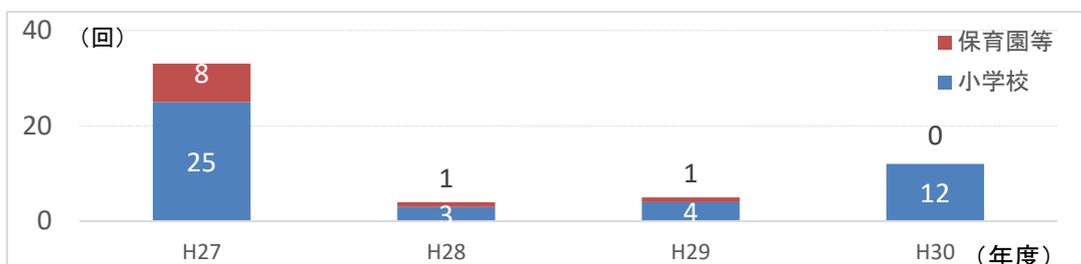
動物愛護センターには「動物愛護精神の醸成」、「愛護教育を通じた終生飼養・適正飼養の推進」が求められる。このため、動物愛護センターは熊本地震以前より小学校、保育園等にて「ふれあい方教室（令和元年度から「命の教室」に名称変更）」を開催する等、動物愛護教育の拠点としての役割を担ってきた。



(画像) 本県小学校における「ふれあい方教室」の様子（平成 25 年度）

しかし、熊本地震発災後、飼養頭数の累増に伴い動物愛護センターのスタッフは長時間にわたり飼育管理に拘束されており、本来動物愛護センターが果たすべき動物愛護の業務が十分に行えていない状態である。

「ふれあい方教室」実施回数の推移



年度	区分	有明	山鹿	菊池	阿蘇	御船	宇城	八代	水俣	人吉	天草	計
平成 27	小学校	2	3	0	5	3	0	5	3	1	3	25
	保育園等	0	0	0	0	4	0	3	0	1	0	8
平成 28	小学校	0	1	0	0	1	0	0	0	0	1	3
	保育園等	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
平成 29	小学校	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	4
	保育園等	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
平成 30	小学校	0	0	2	0	4	0	0	1	1	4	12
	保育園等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(資料) 熊本県健康危機管理課

4 動物愛護に対する県民や有識者等からの意見

(1) 県民の意見

県政パブリックコメント（平成 29 年 12 月 18 日～平成 30 年 1 月 17 日実施）

3 次計画策定時に実施した県政パブリックコメントにおいて、県内外から 238 件の御意見が寄せられた。

「熊本県動物愛護センターの施設や体制の整備・強化」に関する意見が最も多く 82 件（34%）であった。主な意見は以下のとおり。

主な意見
<ul style="list-style-type: none">・新しい愛護飼育センターを建設してほしい。・収容施設ハード面の整備が必要。・県職員（獣医師）を動物愛護センターに常駐してほしい。・センターの事業を直営にし、資質もスキルも業務に相応しい人材を確保してほしい。・ワクチン接種や治療等ができる施設の整備を早急に要望。・動物の側に立った考え方の動物福祉に重点をおくべき。・収容された子の運動スペースが必要。・1 頭ずつ個体管理をし、必要な治療やケアをしてほしい。・定期的な譲渡会を開催してほしい。・獣医師会との連携、協力体制を整え、ボランティアの力添えを借りる事。・自らの手で命に責任をもって育む教育を実施してほしい。

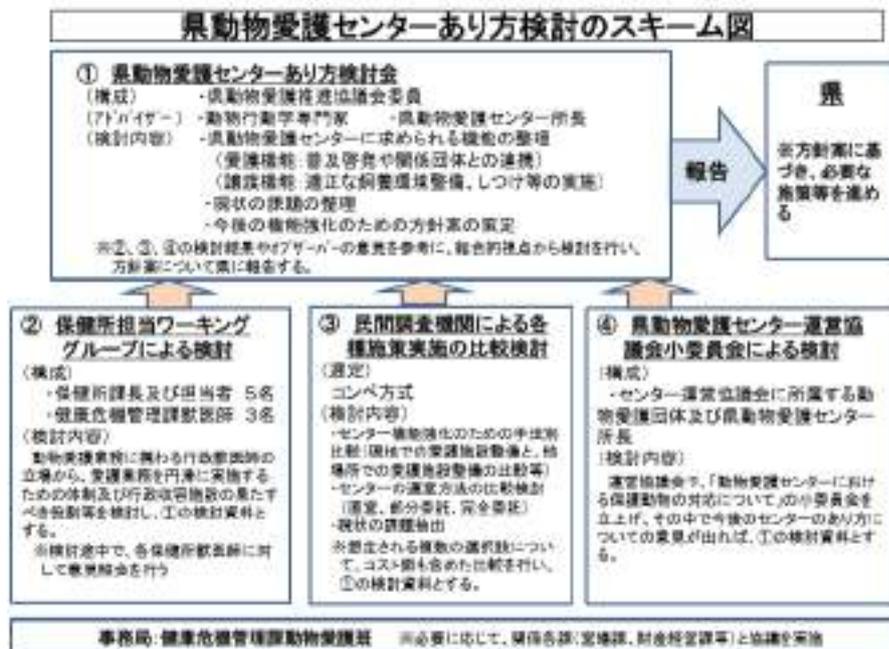
(2) 有識者等の意見

① あり方検討会（平成 30 年 6 月設置）

本検討会は、動物愛護センターが「管理」から「愛護」へと、その役割を拡大したことから、譲渡を拡大するための適正な飼育環境や、保健所と連携した動物愛護行政の現場司令機能など、将来的な機能強化について検討するために設置し、学識経験者や（一社）熊本県獣医師会（以下、「県獣医師会」という。）、動物愛護団体、行政などで構成された。本検討会からの主な意見は以下のとおり。なお、保健所ワーキンググループ（以下、「WG」という。）や熊本県動物愛護センター運営協議会小委員会等の意見も反映されている。

主な意見
<ul style="list-style-type: none"> ・課題に対応するためには、動物愛護の拠点となる施設整備が必要。併せて地域（保健所）連携による動物愛護を推進するため、保健所の愛護機能強化も必要。 ・立地については、県内各地から来場しやすく、県内保健所からの犬猫搬入に支障をきたさない場所（県央周辺地域）等であること。 ・現センター敷地内への整備に加え、愛護啓発や譲渡など、求められている機能や役割を発揮するうえで必要であれば、現センターを存続したうえで、別の場所に愛護施策の拠点施設を新たに整備する案を含めて検討すべき。

なお、あり方検討にかかるスキーム図は以下のとおり。



② 保健所WG（平成30年4月設置）

本WGは、愛護業務に携わる行政獣医師の立場から、愛護業務を円滑に実施するための体制及び行政収容施設の果たすべき役割等の検討を行うために設置された。構成メンバーは、保健所の担当職員5名及び県庁の担当獣医師3名。本WGからの主な意見は以下のとおり。

主な意見
<ul style="list-style-type: none">・ 個体管理ができ、動物福祉に配慮した施設が必要。・ 研修や動物愛護祭りなどイベントを実施し、人を集客できるような施設が必要。・ 熊本地震の経験から、災害時のシェルター機能が必要。・ 愛護に関する部門にも診療施設が必要（マイクロチップ挿入や避妊去勢手術実施のため）・ 動物愛護センターには県職員を配置すべき。

③ 民間調査機関による各種施策実施の比較検討

動物愛護センターの現状の課題抽出や機能強化のための手法、運営方法等の比較検討を行うため、本県が平成30年度に調査を民間業者に委託した。主な報告内容は以下のとおり。

主な報告内容
<ul style="list-style-type: none">・ 県の動物愛護センターは元来、殺処分をする施設であったため、犬猫を個体管理する施設機能を有していない。・ 飼養頭数が累増しており、収容動物や来所者への衛生面や飼養中の咬傷などの安全面の確保も課題となっている。・ 現行の施設のままでは現状の課題には対応できない。・ 現施設の改修は、施設の老朽化や、現在収容している犬猫の収容場所の確保等の問題が生じるため、課題を解消するための手段として、新たな施設整備等の対応が求められる。・ 熊本県における動物愛護の中心拠点としての機能を再度発揮するためには、ハード面の整備はもとより、学校等との連携機能やスタッフの育成等といったソフト面の強化も必要。また、ふれあい方教室も小学校に出向かう「出張型」から、動物愛護センターへ出向いてもらう「訪問型」へと体制を整えるなどして、動物愛護業務をより効率的に行える施設にする必要がある。

④ 熊本県動物愛護センター運営協議会（平成 29 年 4 月設置）

本協議会は、熊本県動物愛護センターの運営に関して意見や助言をいただくために設置されたもので、学識経験者や県獣医師会、動物愛護団体等で構成されている。本協議会で「動物愛護センターにおける保護動物の対応について」の小委員会を立上げ、その中で今後のセンターのあり方について意見が出た。主な意見は以下のとおり。なお、構成メンバーは、センター運営協議会に所属する動物愛護団体及び熊本県動物愛護センター所長である。

主な意見
<ul style="list-style-type: none">・施設運営に当たっては動物の福祉に配慮した収容施設であるべきであり、そのためには、収容頭数を設定して飼養環境を整える必要がある。現在の動物愛護センターは、愛護面を想定している施設ではないため狭小であり、新たな愛護のための整備が必要。また、新しく整備する場合、しつけやトリミング、避妊去勢等の手術室等の整備についても検討してほしい。・今の状態が続けば、譲渡がすすまない。譲渡適と判定した犬までが悪くなる。・よりよい譲渡推進のためには、犬猫が譲渡適か否かを適切に判定する必要がある。そのためには判定に対する信頼が不可欠である。・適切な譲渡判定をするためには判定に関わる職員の資質向上が不可欠。・本県では、「殺処分ゼロを目指す」とされているが、これでは「全ての動物を殺処分しない。譲渡不向きの動物も譲渡しなければならない。施設の収容能力や動物福祉への配慮を超えてでも行政で飼育し続ける。」など誤解を生じさせてしまう。県でもやむをえない安楽死の例として3要件を示されているが、これらに代表されるような譲渡に向かない動物の安楽死はやむを得ないものとして「殺処分ゼロを目指す」べきである。

5 動物愛護の取組み

(1) 譲渡会の開催

動物愛護センターや保健所では定期的な犬猫譲渡会や動物愛護団体と連携した犬猫の譲渡を実施している。

① 動物愛護センターでの譲渡会（原則毎月第3土曜日）

➤平成30年度の実施状況：4/21、5/19、7/16、9/22、10/20、1/19、3/16



② 県庁プロムナード合同譲渡会

➤平成30年度の実施状況：県内の動物愛護団体との合同譲渡会を実施（6/16、11/11）。



③ 民間団体や企業のイベントを活用した譲渡会

➤平成30年度の実施状況：民間企業の協力で、8/18及び2/9にグランメッセ熊本で企業が実施する住宅展示会において保護動物のお見合い会・譲渡会を平成30年度に初めて実施。



(2) 動物とのふれあい方教室

小学校等を訪問し、動物とのふれあい方教室を開催。

➤平成30年度の実施状況：12回（498名参加）



(3) 動物取扱責任者研修会

「動物の愛護及び管理に関する法律」で義務付けられている、ペットショップ等の動物取扱業者の責任者への研修会を県内5ブロックで開催。

(4) 保健所で収容した犬猫の返還、譲渡推進等

返還率を上げるための「迷子札」の作成、適正飼養・終生飼養のポスターの作成、ホームページのリニューアル等による返還・譲渡の促進等を行った。また、狂犬病予防対策としては、飼い主への普及啓発、動物取扱業への普及啓発、市町村狂犬病予防担当者会議の開催等を行い、予防注射接種率が前年度比1.9%アップした(68.4%⇒70.3%、次表参照。)

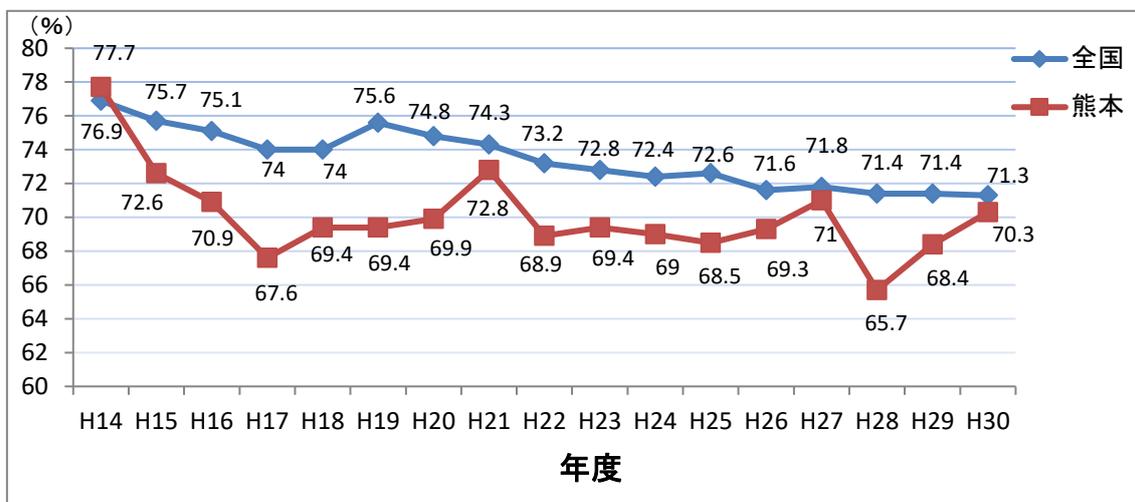


(画像)迷子札



(画像)リニューアル後の熊本県動物愛護ホームページ

県（熊本市含む）及び全国における狂犬病予防注射接種率の推移



(5) 動物愛護月間における各保健所単位での動物愛護イベント

本県では、9月を動物愛護月間と定めており、その時期を中心に各地域で動物愛護イベントを実施（参加者約6,000人、次表参照）。また、保健所独自で譲渡会を開催（10回）。



＜参考＞平成30年度動物愛護月間に関連して行われた主な行事

地域	日時	場所	名称	内容	主催
有明	11月11日 (日)	横島町公民館 (玉名市)	どうぶつ・愛・ありあけ2018 (有明地域動物愛護祭)	・動物慰霊祭 ・長寿犬飼い主表彰、長寿犬紹介展示 ・動物愛護図画作品展示及び表彰式 ・講演会「動物の幸せをめざして ～大牟田動物園の取り組み」 ・抽選会 ・高齢犬及び猫の介護教室 ・子犬のしつけ方教室 ・ペット健康相談教室 ・有明保健所譲渡犬紹介展示 ●来場者数207人	有明地域動物愛護推進協議会
山鹿	10月20日 (土)	山鹿市民センター ひだまり2F (山鹿市)	H30年度動物愛護児童図画 作品表彰式等	・動物愛護図画作品展示及び表彰式等 ・犬とのふれあい方教室	鹿本地域動物愛護推進協議会
菊池	9月23日 (日)	熊本県農業公園カントリーパーク (合志市)	第32回菊池地域動物愛護まつり	・動物慰霊祭 ・長老犬表彰 ・犬のしつけ方教室 ・動物譲渡会 ・動物ものまねコンテスト ・その他 ●来場者数4000人	県獣医師会菊池支部、菊池保健所
阿蘇	10月27日 (土)	阿蘇草原保全活動センター草原情報館 (阿蘇市)	第6回Aso動物愛護まつり	・動物慰霊祭 ・長寿犬猫表彰 ・譲渡対象犬猫の写真紹介 ・ペットフォトコンテスト ・ペットのしつけ相談会 ・動物愛護に関する講演 ・阿蘇地域の特産品抽選会 ・乗馬体験 ・その他 ●来場者数:48人	阿蘇地域動物愛護推進協議会
水俣	11月4日 (日)	水俣市総合もやい直しセンター (水俣市)	水俣・芦北地域動物愛護祭	・水俣・芦北地域動物愛護児童図画作品表彰式 ・しつけ方教室 ・譲渡講習会 ・譲渡会 (常設) ・動物愛護児童図画作品展示 ・譲渡犬・猫の今を紹介(展示)	水俣・芦北地域動物愛護推進協議会
人吉	9月22日 (土)	人吉クラフトパーク石野公園 (人吉市)	動物フェスタ'18	・動物慰霊祭 ・犬猫オーナー探し ・山羊のふれあい ・ポニー乗馬 ・キッズ獣医師体験 ・長寿ペット表彰 ・動物O×クイズ ・病気パネル展示 ・バター作り体験 ・動物譲渡会 ●来場者数1,410人	人吉球磨獣医師会
天草	11月17日 (土)	天草保健所 (天草市)	あまくさ動物愛護まつり	・長寿犬猫表彰 ・譲渡後動物写真展 ・迷子礼づくり体験 ・犬猫健康相談 ・犬のしつけ相談 ・犬猫譲渡会 ・動物愛護児童図画作品展示、表彰式など ●来場者数70人	天草地域動物愛護推進協議会

第2章 動物愛護センターの必要性

本県の状況について見ると、「第1章－2－(2) 動物愛護に係る本県の動き(P8)」で述べたように「入口」にあたる犬の捕獲頭数や犬猫の引取り頭数は、年々減少傾向にある中、殺処分ゼロを目指したことにより、犬猫の殺処分頭数も大幅に減少し、平成29年度以降はやむを得ない安楽死を除く殺処分はゼロを達成している。一方で、現在の動物愛護センターには、犬猫が累増しており、民間施設を活用したり、コンテナを設置するなど犬猫の収容スペースを増やし対応しているが、適正な個体管理が困難な状況となっている。

また、犬の捕獲頭数や犬猫の引取り頭数をさらに減らし、譲渡や返還を増やしていくためには、動物の終生飼養や適正飼養の指導、動物愛護精神の普及啓発をこれまで以上に推進することが重要であり、そのためには、以下の4つの機能(役割)を有する施設が求められる。

施設に求められる4つの機能(役割)

- | |
|---|
| <p>① 動物の適正飼養や命の尊さについて県民が直接学ぶための施設</p> <p>② 動物愛護団体やボランティア等と協働で愛護活動に取り組むための施設</p> <p>③ 収容した動物の返還や譲渡を推進するための施設</p> <p>④ 収容した動物を個体毎に管理するための施設</p> |
|---|

しかしながら、本県の現在の動物愛護センターはそのような機能が不十分である。また、現在の動物愛護センターの改修だけではこれらの機能を持たせることは難しいため、新たな動物愛護の拠点施設となるセンターの整備が必要である。

なお、第1章－4で述べたように熊本県動物愛護センター運営協議会小委員会、保健所WG、民間調査機関等の意見も反映されたあり方検討会からも新たな動物愛護の拠点施設の設置が必要であるとの意見が上がっている。

以上のことから、本県が掲げる「命を大切にし、やさしさあふれる人と動物が共生するくまもと」を実現するために、収容した動物を動物愛護・動物福祉の観点から適正に飼養・保管するとともに、命の教育・正しい飼い方・しつけ方を学ぶ場としての動物愛護啓発の拠点とし、さらに、譲渡を推進するための動物愛護拠点施設の整備が必要である。

第3章 動物愛護センター整備にあたっての基本的な考え方

本県が殺処分ゼロを目指し、動物愛護推進の拠点とした新たな動物愛護センターを整備する場合、以下に掲げる基本的な考え方に基づき施設を整備する。

基 本 的 な 考 え 方	1 「命を大切にし、やさしさあふれる人と動物が共生するくまもと」の実現に寄与する施設 「3次計画」に掲げた「命を大切にし、やさしさあふれる人と動物が共生するくまもと」の実現に向けた動物愛護に関する各種事業を推進するための拠点施設であること。
	2 動物愛護団体や県獣医師会等の民間と協働で施策を進めることができる施設 動物愛護団体やボランティア、県獣医師会等と協働で、動物への理解を広め・深める活動を通じた動物愛護管理に関する各種啓発事業や、収容動物の譲渡事業の充実ができる施設であること。
	3 誰もが利用しやすく、親しみやすい施設 誰もが安全に利用しやすい施設であり、親しみやすい外観を持つこと。なお、収容動物の鳴き声を外部に伝えない対策として防音・遮音効果の高い構造にしたり、臭気対策のため脱臭機能を備えた設備を設置する等、近隣に配慮した対策を実施し、周辺的生活環境を損なわない施設であること。
	4 動物にやさしい施設 飼養環境における動物福祉を考慮し、健康面、衛生面、習性等に配慮した動物種ごとに適した環境における個別の飼養管理ができる施設であること。 また、平成28年熊本地震の経験を踏まえ、被災動物の救護を推進するため、災害時の動物の収容機能等救護拠点とすることができる施設であること。

第4章 動物愛護センター整備後の県全域における動物愛護推進体制

本県の動物愛護推進体制をより充実させるためには、動物愛護センターの整備と併せて、関係機関等と下記の3本を柱に連携していくことで動物愛護の推進を図り、動物愛護の取組みを本県全域で加速化させる必要がある。また、今後動物愛護管理を一層推進するため、各保健所や動物愛護センターが単体としてそれぞれ行うだけではなく、新たなセンターを動物愛護拠点施設の核として総合的に取組みを行うことも必要である。

① 官民協働による動物愛護の推進

熊本県犬・猫譲渡要領に基づき、新たな飼い主探しを行うために県の保護犬又猫を譲り受ける登録譲受希望者が14団体(令和元年9月末時点)登録されており、また、各保健所にも定期的に動物愛護団体等が出入りし、譲渡などの協力を行っている。そのため、行政だけではなく、動物愛護団体やボランティア等多様な動物愛護推進主体との協働による本県の動物愛護を引き続き推進していくことが求められる。

② 県市連携した動物愛護の推進

熊本市は、平成14年度に全国に先駆けて犬猫の殺処分ゼロを目指し、取組みを始めた結果、平成26年度に犬の殺処分ゼロを達成している。そのため、本県と先進的な取組みを進めている熊本市(動物愛護センター)との協働による県市連携した動物愛護を推進していくことが求められる。

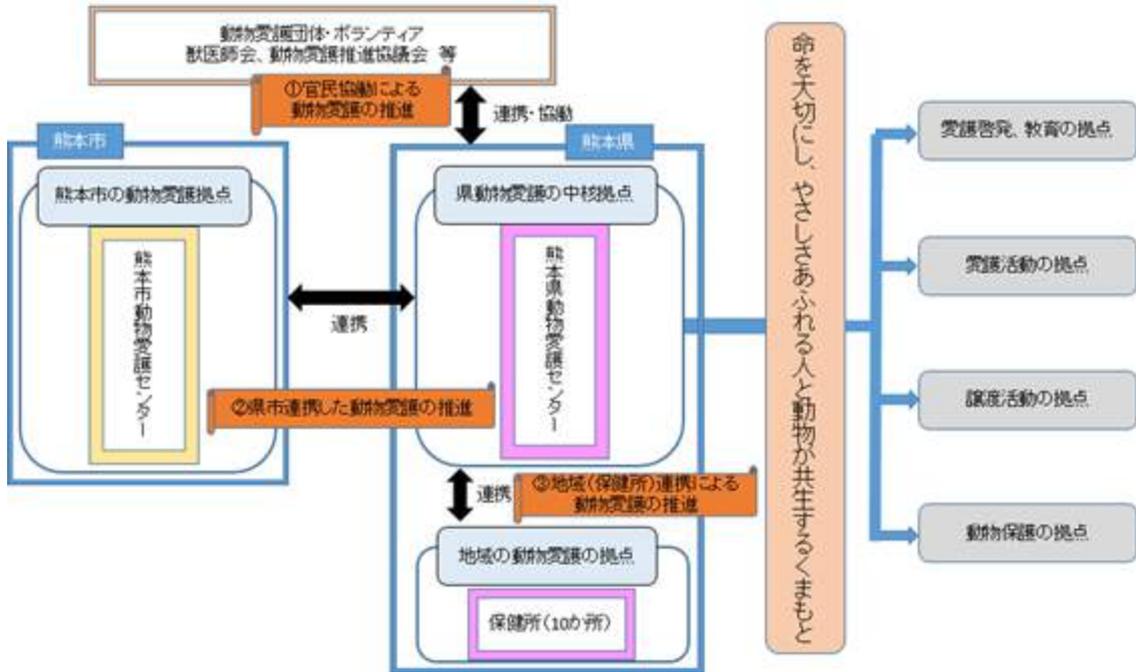
③ 地域(保健所)連携による動物愛護の推進

各保健所においても、熊本県動物愛護推進協議会の設置等に関する要綱に基づき、地域の動物愛護推進協議会を設置しており、関係団体と連携しながら保護動物の譲渡等を行っており、その数は県全体の譲渡頭数の約6割にも達している。そのため、各保健所の愛護機能を強化(動物収容能力・愛護員設置等)し、地域の動物愛護推進拠点とするとともに、中核拠点である動物愛護センターとそれぞれが連携することによる動物愛護を推進していくことが求められる。

【保健所抑留所の機能強化】

- ・天草保健所愛護棟新設(令和2年度実施予定)
- ・犬舎への給湯設備設置(令和元年度に御船保健所でモデル的に実施し、令和2年度以降順次設置予定)
- ・スーパー次亜水等除菌・消臭設備設置等(令和元年度実施済)

動物愛護センター整備後の熊本県全域における動物愛護推進体制



第5章 動物愛護センターの役割

動物愛護センターの主な役割としては、3次計画に掲げた「命を大切にし、やさしさあふれる人と動物が共生するくまもと」を実現するため、以下の点が求められる。

1 愛護啓発、教育の拠点

動物の飼い主はもとより、動物を飼養していない人に対しても命の大切さ等の動物愛護精神を養うことが必要なため、県民（特に子ども）に、動物との正しい関わり方や適正飼養を学習することで、命の尊さについて学習する場所を提供する。

2 愛護活動の拠点

動物愛護団体やボランティア等は、県民の身近な相談窓口として大切な役割を担っているため、その活動を円滑に実施できるよう支援を行う。また、愛護団体等同士、行政との交流、情報発信の場を提供し、これまで以上に協働での動物愛護推進に取り組む。

3 譲渡活動の拠点

県民に対して、動物の命を尊重し、人の生活に配慮した譲渡を推進する。譲渡においては、定期的な譲渡会の開催や登録譲受対象者と連携するなど、保護動物を譲渡する機会を増やしていく。また、譲渡希望者に対しては、動物の習性や終生飼養等について教育を行う。

4 動物保護の拠点

熊本県犬・猫譲渡要領に基づき判定した譲渡適性がある動物に対する、動物福祉と健康安全面を考慮しそれぞれの生態・習性等に適した飼養及び保管を行う。

また、平成28年熊本地震の経験を踏まえ、災害発生時の被災動物の救護拠点として、動物の収容や保護できる施設として活用し、飼い主と飼養動物の同行避難や平常時に備えておくべきことなどについての普及啓発も必要と考える。

第6章 動物愛護センターの必要な取組み及び施設

新しい動物愛護センターの具体的な取組み及び施設については、以下の点が求められる。

1 必要な取組み

(1) 「愛護啓発、教育の拠点」として必要な取組み

① 適正飼養講習会、しつけ方教室、動物の習性等理解の推進

- ・ 飼い犬の放し飼いによる咬傷事故の発生や犬猫の糞の放置等による迷惑を防ぐために、動物の適正飼養等の啓発の定期的な講習会や基本的なしつけ方教室及び県内各地に出向いての啓発の実施。
- ・ 動物飼養に関わらず多くの人を対象に、動物の習性、動物との正しい接し方等を学ぶ講座の実施。

主な必要施設	望ましい施設
<ul style="list-style-type: none">・ 多目的スペース・ 会議室・ ドッグラン・ 犬猫飼養施設	<ul style="list-style-type: none">・ 研修室・ ふれあい動物サークル・ ボランティア室・ 図書コーナー

② 子どもへの命の教育

- ・ 小さい頃からの命の大切さ等の動物愛護精神を養うことが必要なため、人と動物との関わりに気づき、命に対する責任について学ぶ学習等を広く学校へ周知。
- ・ 命の教育の一環として、学校、教育委員会と連携し動物愛護センターでの動物教育、学校への出前講座等の実施。

主な必要施設	望ましい施設
<ul style="list-style-type: none">・ 多目的スペース・ 会議室・ 来場者用駐車場（大型バス対応）	<ul style="list-style-type: none">・ 研修室・ ふれあい動物サークル・ ボランティア室・ 図書コーナー

(2) 「愛護活動の拠点」として必要な取組み

- ・適正飼養等の普及啓発や動物愛護に係る相談機能の充実を図るために動物
愛護団体や動物愛護推進員、県獣医師会等との協議の実施。
- ・県民からの相談に適切に対応できるよう研修会や情報交換の実施。

主な必要施設	望ましい施設
<ul style="list-style-type: none">・会議室・多目的スペース・相談室	<ul style="list-style-type: none">・研修室・ふれあい動物サークル・ボランティア室

(3) 「譲渡活動の拠点」として必要な取組み

① 動物の譲渡

- ・一定期間経過後も飼い主不明の動物及び飼い主から引き取った動物で譲渡に適性のある動物については、生命を尊重し、譲渡会を行う等により積極的な譲渡の推進。
- ・譲渡を行うにあたっては、熊本県犬・猫譲渡要領に基づき、希望者に対し住居等環境が飼養可能な状況か等の事前審査の実施。
- ・保護動物の譲渡がより推進できるよう必要に応じて、基本的なしつけ、トレーニング、トリミング等の実施。

主な必要施設	望ましい施設
<ul style="list-style-type: none">・犬猫飼養施設・トリミング室・多目的スペース	<ul style="list-style-type: none">・ふれあい動物サークル

② 適正・終生飼養の指導

- ・譲渡希望者に対して、譲渡前に、動物の習性等を十分理解してもらい、適正飼養・終生飼養を行えるよう定期的な講習会の実施。
- ・動物の飼い方や譲渡後のアフターケアとして個別の相談対応。

主な必要施設	望ましい施設
<ul style="list-style-type: none">・相談室・会議室・多目的スペース	<ul style="list-style-type: none">・ふれあい動物サークル

(4) 「動物保護の拠点」として必要な取組み

① 保護収容動物の適正な飼養管理

- ・譲渡用収容動物については、動物福祉と健康安全面を考慮し、それぞれの生態・習性等に適した取扱いの実施。特に感染症対策、ストレス対策を十分に行い、また、適切な運動の実施。
- ・動物収容施設の空調（エアコン）設備の設置。
- ・負傷した動物を収容した場合における、適切な処置。
- ・収容動物に対する感染症予防のためのワクチン接種。
- ・譲渡が決定した犬猫に対するマイクロチップの装着。
- ・譲渡の推進及び発情等でストレスが大きな犬猫に対する避妊去勢手術。

主な必要施設	望ましい施設
<ul style="list-style-type: none">・犬猫飼養施設・ドッグラン・治療室・手術室・レントゲン室・検査室	<ul style="list-style-type: none">・屋根付きドッグラン

② 災害等緊急時における動物の避難救護活動の拠点

- ・大規模災害が発生した際の、被災動物の避難救護活動の実施及び平常時における必要な物資の保管、管理。
- ・放浪動物による人への危害防止や生活環境の保全のため、放浪動物を保護できるシェルター機能。
- ・危険動物の逸走防止、被災動物の捕獲・収容等の避難救護活動を行うために、市町村、県獣医師会、ボランティア等関係機関等との連携協力及び実践的な訓練の実施。
- ・災害時の飼い主と飼養動物の同行避難について、動物の避難に必要な用具等の準備及び普段からのしつけや健康管理など飼養者への啓発の実施。

主な必要施設	望ましい施設
<ul style="list-style-type: none">・会議室・倉庫・多目的スペース・来場者用駐車場・ドッグラン・犬猫飼養施設	<ul style="list-style-type: none">・防火用井戸

2 必要な施設

(1) 屋内

① 相談室

使用目的 (例)
<ul style="list-style-type: none">・譲渡希望者の面接や審査・適正飼養相談

② 会議室

使用目的 (例)
<ul style="list-style-type: none">・動物愛護推進員の研修等・動物愛護団体等の情報共有の場

③ 多目的スペース

使用目的 (例)
<ul style="list-style-type: none">・研修会やしつけ方教室・子どもへの命の教室の実施・譲渡犬との交流の場・大規模災害時の保護施設等

④ 犬猫飼養施設等

使用目的 (例)
<ul style="list-style-type: none">・譲渡動物飼養・健康観察・感染症等に罹患した犬猫の隔離等

⑤ トリミング室

使用目的 (例)
<ul style="list-style-type: none">・譲渡用犬猫の衛生管理のための洗浄・トリミング

⑥ 事務室等

使用目的 (例)
<ul style="list-style-type: none">・受付及び職員執務室・トイレ・シャワー

⑦ 倉庫

使用目的（例）
・ 餌、ケージ、啓発資材、災害時関連物資等の保管

⑧ 治療室・手術室、レントゲン室、検査室

使用目的（例）
・ 飼養する犬猫の感染症や外傷の治療 ・ 避妊去勢手術 ・ 血液、糞便等の検査

(2) 屋外

① ドッグラン

使用目的（例）
・ 運動やトレーニングの場 ・ 犬と犬、人と人との交流の場 ・ しつけ方教室 ・ 動物愛護情報の発信、提供

② 来場者用駐車場

使用目的（例）
・ 子どもへの命の教室に来所する小学校等の大型バスに対応 ・ 譲渡会等のイベント開催時に対応

(3) 備品

施設に応じた必要な備品は下表のとおり。

備品一覧

必要な施設						
設置場所	備品	設置場所	備品	設置場所	備品	
事務室	脇机	検査室	解剖台	倉庫	冷凍庫	
	引き違い書庫		解剖セット		梯子	
	ローカウンター		遠心分離機セット		メガホン	
	ハイカウンター		血球計算器 猫・犬専用		刈払機	
	コーナーカウンター		顕微鏡+デジタルカメラ		草刈機	
	ハイ・ロー接続パネル		バイオフリーザー		剪定器	
	エンドパネル		卓上インキュベーター		噴霧器	
	壁面収納庫		生化学自動分析器		フローワー	
	カタログスタンド		混合栓内蔵シンク		草刈作業安全具	
	耐火金庫		簡易ICU		パネル	
会議室	講演台	手術室	輸液ポンプ	共通	ボール	
	チェア台車		麻薬金庫		洗濯乾燥室	洗濯機・乾燥機
	ホワイトボード		カルテ棚		公用車	軽自動車
	音響装置		オートクレーブ			ミーティング用テーブル
	プロジェクタースクリーン		滅菌器			ミーティング用チェア
	プロジェクターテーブル		薬用保冷庫			事務机
	プロジェクター		手術台			事務椅子
相談室	応接テーブル		温風式ヒーター加温器			デリカフラップチェア
	ソファ		オペレーションマット			スタッキングチェア
犬猫飼養施設	犬、猫用ケージ		LED無影灯		液晶テレビ	
	ケージヒーター	麻酔器+氧化器	体重計付診察台			
	電気バリカン	動物用モニター	処置用LED照明灯			
	キャットタワー等一式	電気メス	高圧洗浄機			
多目的スペース	丸テーブル	器具台	冷蔵庫			
	来客用椅子	吸引機	電子レンジ			
	ロビーチェア	手術器具類セット	ステンレスラック			
	パンフレットケース	除細動機	ロッカー			
	木製書架	メディカルベールスタンド	案内板			
レントゲン室	小動物用X線撮影システム	バイポーラコアキュレーター	傘立て			
	X線CR装置	生体情報モニター	ゴミ箱			
	防護エプロン	超音波診断装置	玄関マット			
	防護手袋	混合栓内蔵シンク	食器戸棚			
	ネックガード	殺菌線消毒器	ポット			
	使用中ランプ	ステンレスワゴン	IH調理器			
トリミング室	ポジショニングクッション	眼底レンズボルク	掃除機			
		耳鏡 ヘッド				
		尿比重計				
		超音波器具洗浄機				
		臨床用屈折器				
全自動分包機						

望ましい施設	
設置場所	備品
図書情報コーナー	マット
	ベンチ
	幼児用チェア
	パネルスクリーン
	テレビ台
	DVDプレーヤー
書庫	軽中量物品棚

3 収容動物数

新しい動物愛護センターが「殺処分ゼロ」を目指す本県の「譲渡活動の拠点」としての役割を果たすためには、その収容頭数は、譲渡適性のある犬猫全てを収容できるものでなければならない。

その検討にあたっては、3次計画に基づき実施する入口・出口対策を踏まえ、終生飼養・適正飼養の啓発強化等による捕獲・引取り頭数の減少、迷子札装着やマイクロチップの推進による返還数の増加、動物愛護団体等との連携による保護動物の譲渡推進等を考慮する必要がある。

そのため、必要な犬猫の収容頭数は、平成29年度以降の状況等を踏まえて、それぞれ以下のとおりとする。

① 犬の収容頭数

3次計画に基づき、本県に入ってくる（捕獲・引取り）犬猫を減らす入口対策や本県から出る（返還・譲渡）犬猫を増やす出口対策などの施策を実施した場合の犬の収容頭数を試算すると、新しい動物愛護センターでの収容見込み頭数が約50頭であるため、同程度の収容能力が妥当であると考ええる。

なお、本県の犬登録頭数と同程度で、近年新たに動物愛護センターを整備し、本県と同様に譲渡推進等に積極的に取り組んでいる大分県及び宮崎県の動物愛護センターにおける犬収容頭数は50頭程度である。

② 猫の収容頭数

平成29年度以降の本県の猫の最大収容頭数は52頭で、最近は30～40頭程度を推移している。しかし、近年猫の多頭飼育事案が多く、崩壊した場合に、一度に多くの猫を引取することも想定されることから、これらに対応できるよう、80頭程度（最大100頭）が妥当であると考ええる。

(参考) 先進自治体の動物愛護センターの犬猫収容頭数

施設名	犬収容頭数	猫収容頭数
おおいた動物愛護センター	56頭	100頭
みやざき動物愛護センター	52頭	100頭
鹿児島県動物愛護センター	20頭	30頭

第7章 設置場所

1 立地条件の検討

動物愛護センターが県の動物愛護施策の中核として、①愛護啓発、教育の拠点、②愛護活動の拠点、③譲渡活動の拠点、④動物保護の拠点などの役割を持つための設置場所については、次のような立地条件を満たす必要がある。

(1) 面積、土地形状

- ・新たな動物愛護センターの施設面積として、建物の延べ床面積を約12000㎡以上確保できる土地形状であること。なお、防疫及び少人数での施設管理運営の観点から平屋が望ましい。
- ・駐車場等も考慮し、少なくとも敷地面積2,500㎡以上を確保できること（駐車場は、譲渡会来場者や職員、ボランティア分を確保するために、普通車25台、大型バス2台確保が目安）。できれば敷地面積3,000㎡以上が望ましい。
- ・災害時の被災ペット対応拠点として、被災ペット保護や支援物資受入施設として利用できる広さがあることが望ましい。

(2) 立地（アクセス）

- ・動物愛護教育、犬や猫の譲渡推進、ドッグランなど、広く県民が利用できるように、国県道等の主要道路やインターチェンジ等に近接し、県内からの交通アクセスが良いこと。
- ・犬猫及び職員に過度の負担がかからないよう、各保健所からの搬入時間が短時間かつ著しい差が生じない場所（県央周辺地域）であること。
- ・現動物愛護センター（熊本市東区）と、職員や犬猫の移動がある程度容易であること。

(3) 県民の利便性

- ・広く県民が利用できるよう、初めて来所される方でもわかりやすい場所であること。
- ・命の教育で小学生がバスで来所できるよう、大型バスが入れる道路がある若しくは整備可能であること。

(4) 周辺環境

- ・動物へのストレスとなる大きな金属音等が発生しない場所であること。
- ・動物の鳴き声・臭気等に配慮し、住宅が隣接しないこと。

(5) その他

- ・災害時の拠点となるので、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域や特別警戒区域、砂防三法（砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地法）に基づく指定区域でないこと。
- ・建築基準法上の用途に適した「畜舎」の建設が可能であること。

2 設置場所の考え方

近年、新たに動物愛護センターを整備した自治体では、愛護機能と管理機能を分離し、管理機能は従来のセンターで継続して実施し、別の場所で愛護機能に特化した施設整備を行っている例がある。

本県でも、愛護啓発や譲渡など、求められている機能や役割が十分に発揮できることや愛護機能と管理機能の一元的かつ効率的な運営の観点を考慮したうえで、愛護機能と管理機能を分離し、愛護機能に特化した施設を新たに建設する案についても検討する。

第8章 管理運営体制

1 管理運営体制の考え方

現在の動物愛護センターの運営・管理については、民間の会社に委託をしており、県職員（獣医師や事務職員）が配置されていない。新たな動物愛護センターが、本県の動物愛護行政の拠点として、期待される機能を効率的かつ効果的に発揮するためには、行政、民間事業者、県獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等が、それぞれの強みを生かし、適切な役割分担と連携のもとでセンターの管理運営に携わる体制の整備が必要である。

具体的には、運営の効率化の観点から、引き続き民間事業者の専門的なノウハウを活用する一方、本県の動物愛護行政の拠点として、県が主体性を持って動物愛護に関する各種事業を推進する管理運営体制を新たに構築する。

また、引き続き、動物愛護団体、ボランティア等と定期的に意見交換を行い、動物愛護センターの管理運営に係る協力関係を維持発展させていく。

さらに、収容動物の健康管理や動物愛護啓発等に関し、専門的な知識やスキルを有する県獣医師会とのさらなる連携についても検討する。

2 犬猫の流れ

動物愛護センターが行う業務は、狂犬病予防法に基づく業務、動物愛護管理法に基づく業務があり、その内容を次頁にて整理した。

現在は、保健所で保護された犬猫は、保健所で適性評価をし、譲渡適の犬猫は保健所で飼育されている。しかし、長期間譲渡されなかった場合や譲渡不適の犬猫は、動物愛護センターに収容され、安楽死の3要件^{*}に該当する犬猫については、やむを得ない安楽死をしているが、新たなセンターを整備した場合は、保健所で適性評価がなされた後、譲渡適は保健所または新センターで飼育される。一方、譲渡不適は現センターに収容され、安楽死の3要件に該当すると判断された犬猫は、やむを得ない安楽死をすることになる。

【やむを得ない安楽死の3要件】

(1) 治癒の見込めない動物

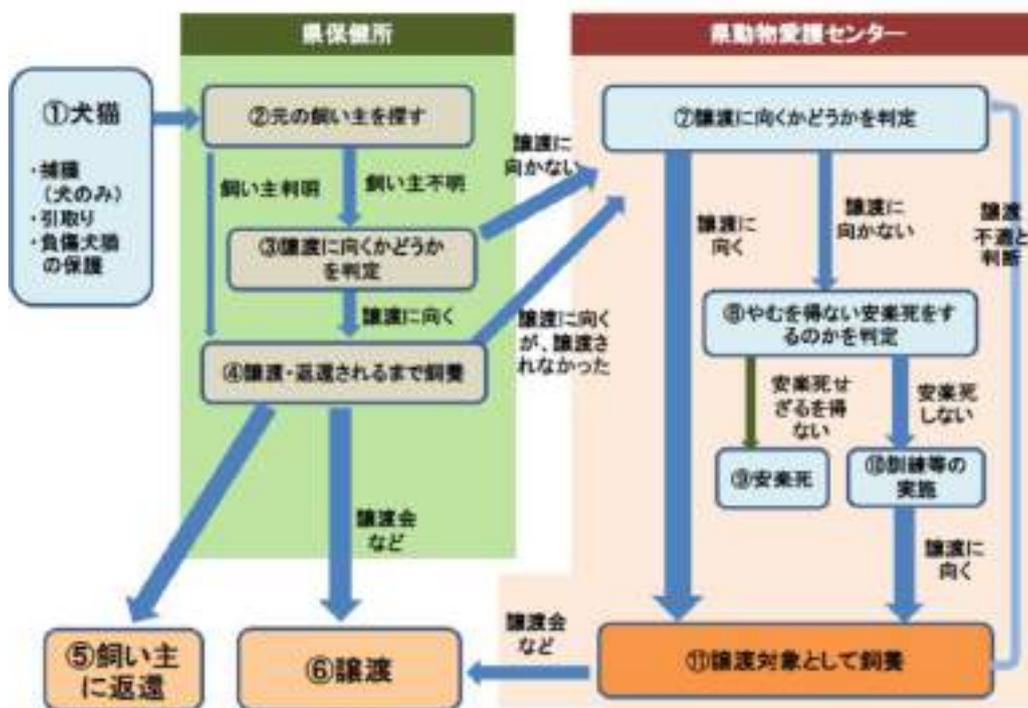
(2) 感染症に罹患している動物

(3) 人や他の動物に危害を与える恐れがある動物

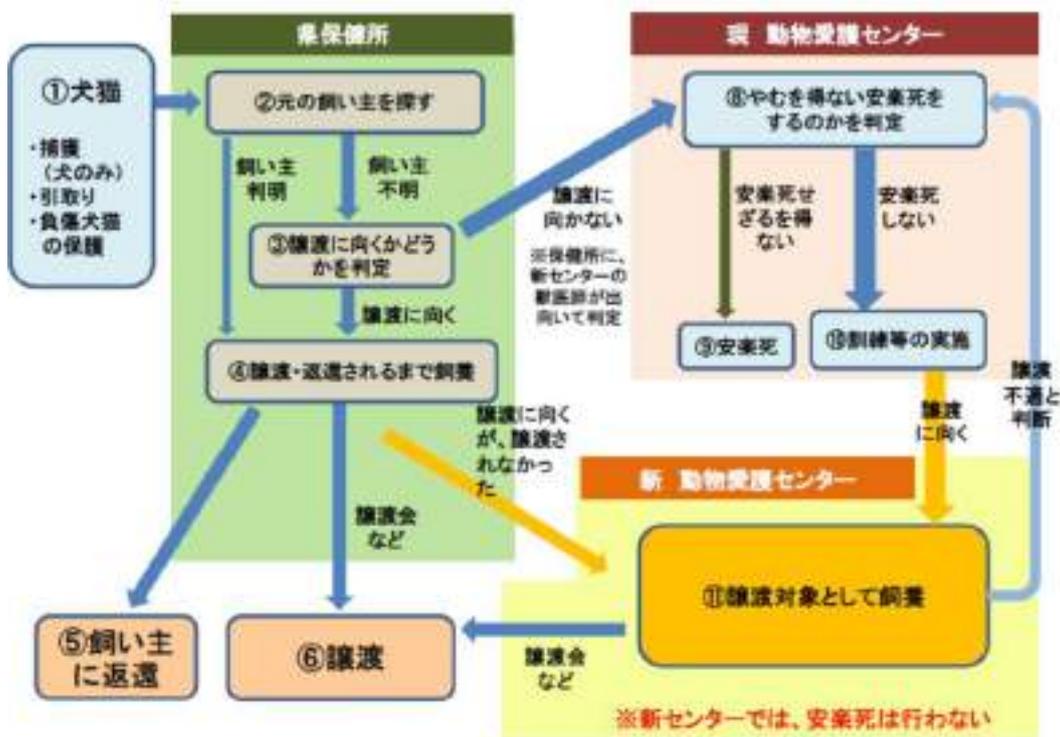
などについては、愛護団体の御意見を伺いながら、専門家（獣医師等）の判断により、麻酔注射による安楽致死処分を行います。

※H29.2.17知事記者発表「県の動物愛護管理に対する基本姿勢」より抜粋

これまでの犬の捕獲、犬猫の引取り後の流れ



新愛護センター設置後の犬の捕獲、犬猫の引取り後の流れ



3 その他

新たな動物愛護センターやドッグランを多くの県民が利用できるように、また、譲渡を推進するためにも平日以外の開所についても検討する。

なお、近年新たなセンターを開設した大分県、宮崎県、鹿児島県の開所日や譲渡会の開催頻度は以下のとおりである。

施設名	開所日	譲渡会開催頻度
おおいた動物愛護センター	火～日曜日 (年末年始除く)	週1回
みやざき動物愛護センター	月～金曜日 日曜日(譲渡のみ) (祝祭日、年末年始を除く)	週1回
鹿児島県動物愛護センター	月、水～日曜日 (祝祭日、年末年始除く)	週1回

第9章 施設整備の比較検討

1 施設整備の比較検討

あり方検討会において、「愛護啓発や譲渡など、求められている機能や役割が十分に発揮するうえで必要であれば、愛護機能と管理機能を分離し、愛護機能に特化した施設を新たに建設する案についても検討すべき」との報告をいただいた。そのため、施設整備にあたり、次の2案を比較検討する。

(1) 比較検討する2案

【案1】現在のセンター敷地内に、愛護機能を有する新たな施設を整備

【案2】現在のセンターには管理機能のみを存続させ、愛護機能を有する新たな施設を別の場所に整備

	案1 計画面積(㎡)	案2 計画面積(㎡)
トリミング室	15	16
準備室	10	17
猫展示室	6	11
観察室(猫)	15	14
隔離室(猫)	15	18
療養室(猫)	10	40
譲渡室(猫)	227	
譲渡室(犬)		170
観察室(犬)	53	56
隔離室(犬)	53	20
猫用保護予備室	11	9
搬入室	33	54
玄関・廊下等	107	239
治療室	48	47
手術室		14
事務室	113	91
会議室	32	32
トイレ・更衣(シャワー室有)	47	74
相談室	10	14
多目的スペース	79	200
倉庫・機械室	283	46
廊下(2F)	106	-
倉庫	15	50
ドッグラン	52	160
屋外トイレ	-	20
1階床面積	670	1,182
2階床面積	670	-
外部施設面積	-	230
延床面積	1,340	1,412

1階
2階
外部施設

(2) 案1に関する現状整理

➤ 法的条件の整理

① 都市計画法

	規制内容	適用
都市計画	都市計画区域内(市街化調整区域)	都市計画法第29条並びに同施行令第21条により、開発許可不要
指定容積率	80%	70.72%
指定建蔽率	50%	46.52%
防火地域指定	なし	
高さ規制	建築物は高さ10m未満とする	現状10m未満

② 建築基準法

	規制内容	適用
主要用途		08420畜舎
接道	2m	前面道路に私道が一部含まれるため建築許可申請が必要
日影規制	なし	
絶対高さ制限	なし	
外壁後退	なし	
北側斜線	なし	
道路斜線	斜線勾配1.5	OK
隣地斜線	斜線勾配1.25、立上20m	OK

③ その他関連法令・条例

	規制内容	適用
消防法		防火対象物15項に該当
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)		非該当
土壤汚染対策法		非該当
熊本県建築基準条例	第18条 大規模建築物の敷地と道路との関係(6m接道)	前面道路に私道が一部含まれるため建築許可申請が必要
熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例(やさしいまちづくり条例)		届出必要
熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例		届出必要
熊本市景観条例		届出必要
熊本市公害防止事前指導要綱		届出必要

➤増築にあたっての必要事項

接面道路は公道と私道が混在している状態のため、熊本市建築指導課の道路判定によると建築基準法の道ではない。そのため、現地で増築する場合は以下のプロセスが必要となる。

(増築にあたって必要なプロセス)

- ① 同課が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないことを承認
- ② 私道所有者の同意・承諾を得る
- ③ 増築計画を建築審査会に申請
- ④ 建築審査会から同意を得る
- ⑤ 同課が計画を許可

(上記プロセスの詳細)

①に関しては、「交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないこと」を立証する必要がある。「交通上」では、現状の交通量と増築後の交通量を比較し、支障がない旨を立証しなければならない。「防火上」については、例えば「準防火地域に準ずる防火性能を確保する」等の対策が必要となる。「衛生上」については、立証時に周辺への環境対策・騒音対策・汚物対策などを策定しておく必要がある。

②に関しては、私道所有者の通行承諾書が必要となる。

③に関しては、建築許可申請にあたっての理由書を作成する。

➤ 周辺環境の整理

① 地盤

ジャパンホームシールド(株)が発行する地盤サポートマップによると、敷地はローム台地（約1万年前より古い時代に形成された台地や段丘）に該当し、地耐力は「ふつうの地盤」と評価されている。液状化の可能性も非常に低く、浸水想定区域外となっている。

- ・強い地盤・・・鉄筋コンクリート造、鉄骨造など重い住宅を支えられると評価した地盤
- ・やや強い地盤・・・鉄骨造や3階建などやや重い住宅を支えられると評価した地盤
- ・ふつうの地盤・・・木造住宅など軽い住宅なら支えられると評価した地盤。やや重い住宅は、地盤対策が必要
- ・弱い地盤・・・何らかの地盤対策が必要と評価した地盤

② 風土・気候条件（以下、市勢要覧 2015 より）

東区は、熊本市の東部に位置し、5つの区の中ではもっとも人口の多い地域である。

区域内には国道57号線（通称東バイパス）や主要地方道熊本益城大津線（通称第二空港線）、一般県道熊本空港線（通常国体道路）等の主要幹線が走り、商業施設や医療機関、学校や福祉等も多く、都会の姿をみせる一方で、北には託麻三山、南には江津湖の自然が広がり、都市の利便性と自然とが調和した住環境に優れた地域である。

なお、現センター周辺には住宅はなく、接面道路の交通量も少ない。

気象庁による過去の気象データ（熊本）

熊本 平年値(年・月ごとの値) 主な要素

要素	気圧 (hPa)		降水量 (mm)	気温 (℃)		摂氏差	相対湿度 (%)	風向・風速 (m/s)		日照時間 (時分)	北天日照量 (MJ/m ²)	雪 (cm)			雲量	大気汚染			
	観測	平均		1月	7月			平均	平均			平均	最大	平均		観測日数	観測日数	観測日数	
	1981～2010	1981～2010	1981～2010	1981～2010	1981～2010	1981～2010	1981～2010	1981～2010	1981～2010	1981～2010	1981～2010	1981～2010	1981～2010	1981～2010	1981～2010	1981～2010	1981～2010	1981～2010	
観測年数	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
1月	1017.1	1022.1	80.1	5.7	10.5	4.8	65	70	2.3	北西	132.4	83	1	1	6.3	5.4	1.2	0.4	
2月	1015.6	1020.6	80.3	7.1	12.1	5.0	70	67	3.2	北北西	136.5	100	0	0	6.1	3.5	1.1	0.7	
3月	1013.2	1018.1	127.5	10.8	15.7	5.0	83	67	3.5	北北西	158.3	131	0	0	6.5	1.2	1.2	1.3	
4月	1010.3	1015.1	145.5	15.1	21.3	6.2	11.0	66	3.6	北北西	181.4	165	0	0	6.2	0.0	0.0	1.4	
5月	1007.0	1011.6	185.5	20.2	25.6	5.4	15.0	68	2.3	南西	187.2	175	---	---	6.0	0.0	0.0	1.5	
6月	1003.7	1008.2	404.9	25.6	28.2	2.6	19.8	75	2.5	南西	141.0	156	---	---	6.1	0.0	0.0	0.4	
7月	1003.7	1008.2	400.8	27.3	31.7	4.4	27.5	77	2.5	南西	154.3	175	---	---	7.4	0.0	0.0	0.4	
8月	1000.0	1005.0	179.5	29.7	33.2	3.5	24.4	73	2.6	南西	111.0	102	---	---	6.5	0.0	0.0	0.8	
9月	1007.0	1011.8	170.4	24.3	28.6	4.3	22.5	72	2.3	北北西	175.9	151	---	---	6.6	0.0	0.4	3.1	
10月	1012.1	1016.9	75.4	19.1	24.0	4.9	15.3	69	2.2	北北西	189.7	130	---	---	6.4	0.0	0.6	0.7	
11月	1015.9	1020.7	80.6	13.1	18.5	5.4	11.0	72	3.1	北北西	153.0	95	0	0	6.1	0.0	1.6	1.0	
12月	1017.6	1022.5	136	7.8	13.0	5.2	7.7	71	2.2	北	147.3	81	0	0	6.4	0.4	2.2	0.5	
年	1010.8	1015.3	188.8	16.9	22.0	5.1	15.2	71	2.4	北北西	200.8	138	2	1	6.4	12.5	10.7	26.6	

➤騒音量への対応

① 環境基本法に基づく騒音に係る環境基準

当該敷地は、環境省の環境基準の地域の類型としてはC※に該当。
基準値：昼間 60 デシベル以下、夜間 50 デシベル以下（環境基準はあくまで努力義務）

② 現地調査

現地測定では、外に係留した犬が、職員以外（見慣れない人）が入ってきた際に吠えるため、一時的に最大 95 デシベルの騒音レベルであった。

③ 現地との関係に配慮した配置計画

建物の外壁仕様を遮音仕様とすることで、騒音は現状値から約 50 デシベル低減可能。ただし、ドア等のサッシ部分では、最大 40 デシベルまでしか騒音レベルを低減することができない。また、動物が建物外で鳴けば、環境基準を超えてしまうことから、実際の設計では隣地との関係に配慮した配置計画が必要。

※(参考)騒音に係る基準について

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

(注) 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

(資料)環境省

➤ 工事中の犬猫保護方法

既存の動物愛護センターにおける犬猫の収容能力は限界を超えており、現状、屋外の仮設工作物にて犬猫の管理を行っている。敷地内に余剰スペースがないため、新たに建設する増築棟は上記仮設工作物を撤去して増築する必要がある。このため工事中は犬猫の飼養スペースを敷地外に確保する必要がある。

現状の犬の収容数は平均すると約 100 頭程度であり、犬一頭あたり 10 m² のスペース（スタッフスペース等、管理スペースも含む）が必要と仮定すると、約 1000 m² のスペースが必要となる。

このように案 1 では上記犬猫保護のための用地の確保が大きな課題となる。現在、利用されていない公的施設（廃校になった校舎など）などであれば、犬猫保護のための仮設工作物の設置費用を抑えることができるが、その候補地についても、周辺住民の同意を得ることや騒音・臭気対策等が必要になる。

（3）案 2 に関する現状整理

候補地が決定次第、整理する必要がある。

(4) 比較する内容

➤施設レイアウト案

比較検討する2案の各所要室の面積を記載した施設レイアウト案（アプローチ計画及び平断面ゾーニング等）は以下のとおり。

【案1】施設イメージ図及び平面図

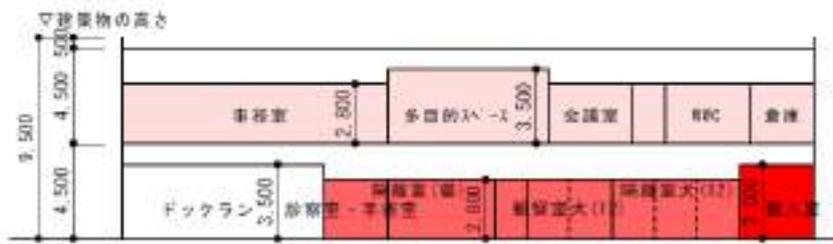
現在のセンター敷地内に、愛護機能を有する新たな施設を整備。

イメージ図



上記イメージ図は、新設する愛護棟を北東側から見た図である。図の左下が間口部分。

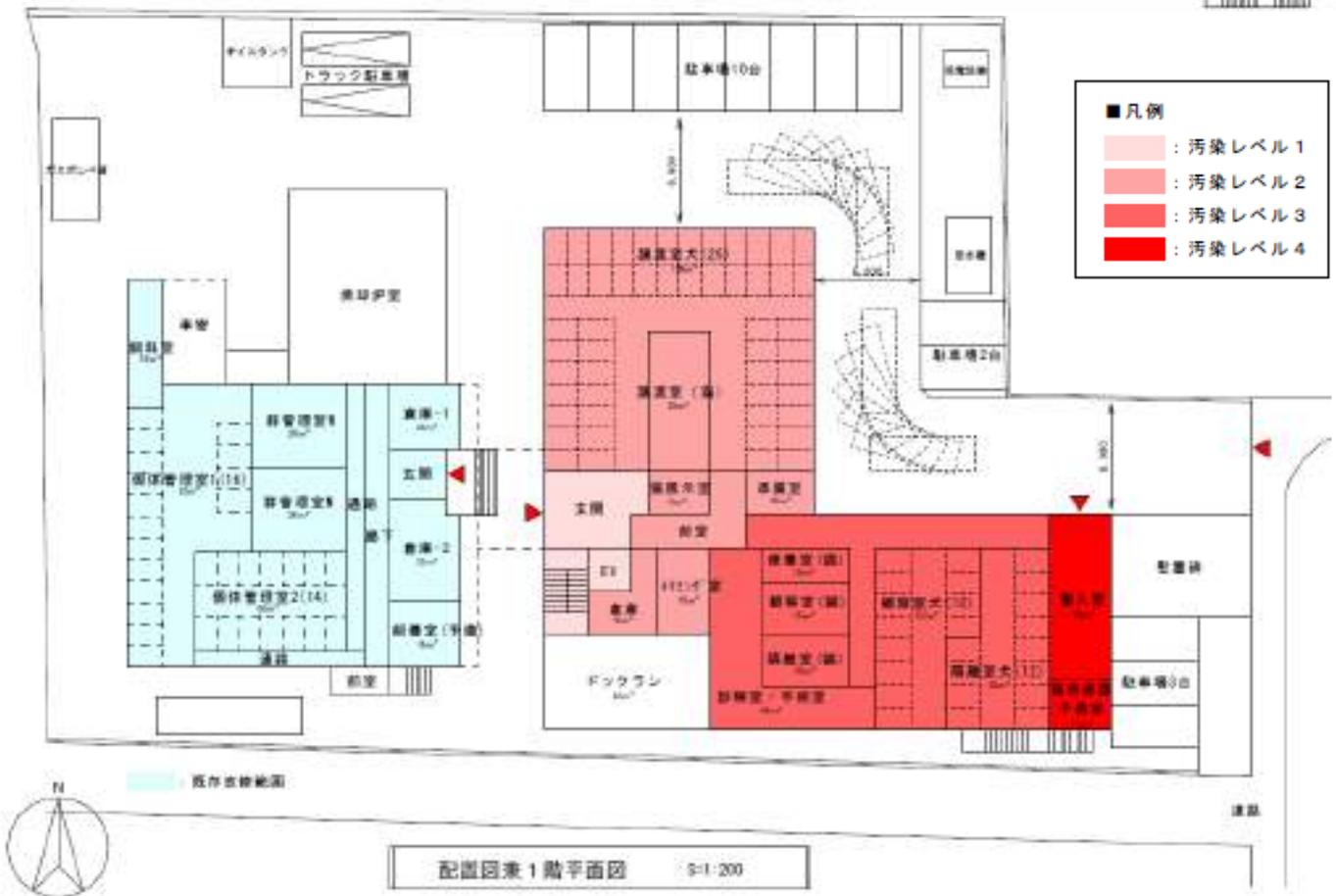
断面図



2階平面図



1階平面図



敷地面積が狭いため、新設する愛護棟は2階建とし、玄関は汚染レベル3～4のゾーンから離れた西側とした。駐車場は普通車で15台分確保している。搬入室の高さは3.5mとし、4tトラック（高さ2.68m以内）までが進入できる高さとなっている。

【案2】イメージ図及び平面図

現在のセンターには管理機能のみを存続させ、愛護機能を有する新たな施設を別の場所に整備。※候補地が未決定のため、十分な広さを有する場所を想定

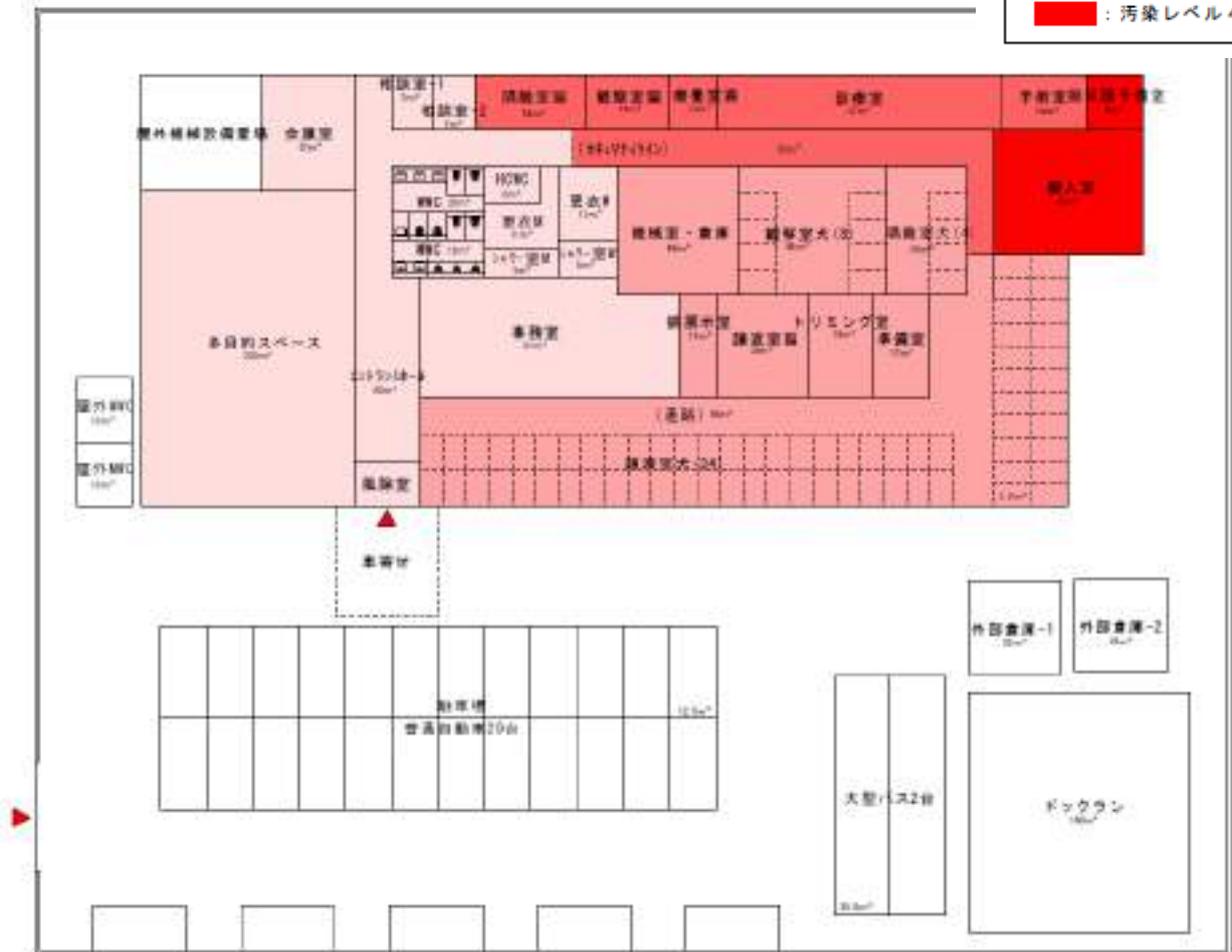
イメージ図



■凡例

- 汚染レベル1
- 汚染レベル2
- 汚染レベル3
- 汚染レベル4

平面図（イメージ）



➤概算工事費

比較検討する2案の現時点での概算工事費（建築工事費、電気設備工事費、機械設備工事費、外構工事費、駐車場整備費、その他必要なコスト等）は以下のとおりであり、案2の方が約1,200万円低くなる。

≪工事概要≫

案1	全体（現センター含む）		うち増築部分	
	RC平屋建		鉄骨造2階建	
敷地面積	2,644.00 m ²	799.81 坪	-	-
建築面積	1,270.00 m ²	384.17 坪	670.00 m ²	202.67 坪
延床面積	1,910.00 m ²	577.77 坪	1,340.00 m ²	405.35 坪

案2	木造+RC 平屋建	
	敷地面積	3,320.00 m ²
建築面積	1,450.00 m ²	438.62 坪
延床面積	1,412.00 m ²	427.13 坪

設備：電気設備・給排水衛生設備・空調換気設備一式

別途工事：什器・備品・防犯設備

≪概算費用≫

	案1	案2
建設本体工事	359,500,000 円	345,100,000 円
電気設備工事	50,700,000 円	48,600,000 円
給排水衛生設備工事	55,700,000 円	53,500,000 円
空調換気設備工事	40,500,000 円	38,900,000 円
外構工事	24,000,000 円	33,000,000 円
総工事費	530,400,000 円	519,100,000 円
消費税（10%）	53,040,000 円	51,910,000 円
合計	583,440,000 円	571,010,000 円

➤ランニングコスト

2案における、年間のランニングコスト（人件費を除く）予想値は以下のとおりである。算出に当たっては、みやざき動物愛護センターの実績値を参考とした。

	案1	案2
維持管理費	10,483,290円	9,383,290円
消費税（10%）	1,048,329円	938,329円
合計	11,531,619円	10,321,619円

➤整備スケジュール

従来型公共工事及びP F I 事業について、概算の整備スケジュールを比較した。

■従来型公共工事事業

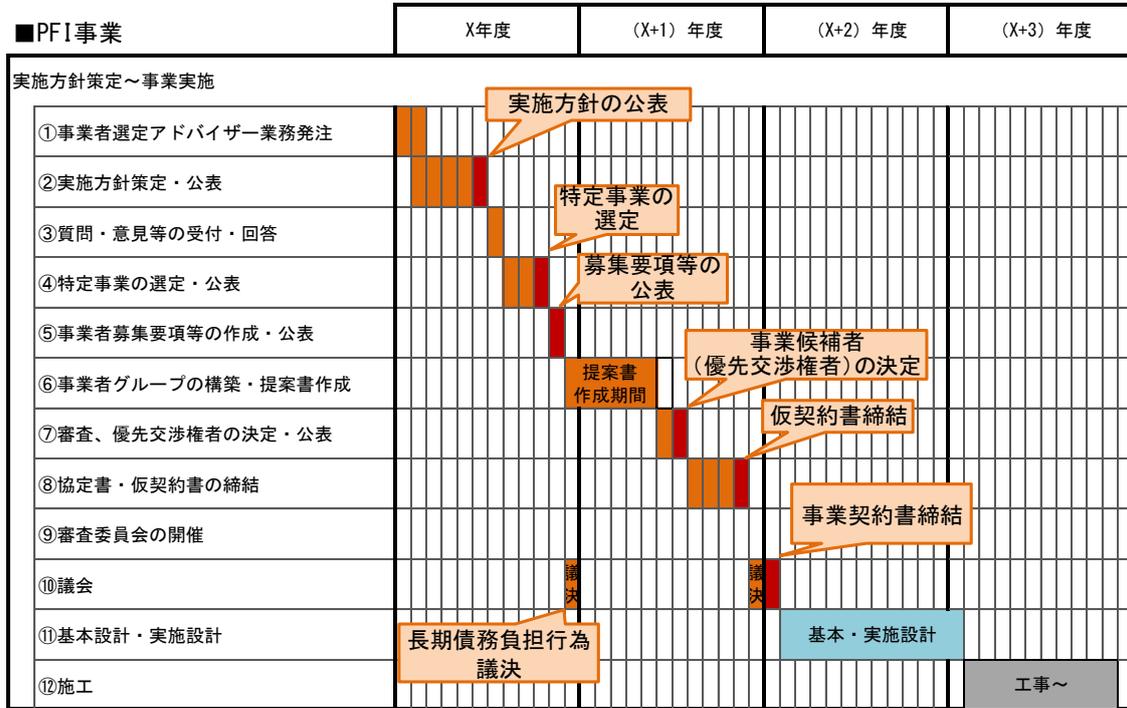
案2は合計23か月（設計～引渡し）を要するが、案1は許可申請や仮移転先の改修工事、犬猫移動に期間を要し、合計30か月（設計～最終の犬猫移動）を要する。

■従来型公共工事事業（案1）	X年度	(X+1)年度	(X+2)年度
基本・実施設計～事業実施			
①基本・実施設計業務	■		
②積算・金額調整		■	
③許可申請		■	
④確認申請		■	
⑤犬猫仮移転先改修工事、建設工事入札		■	
⑥犬猫移動		■	
⑦準備工事		■	
⑧建設工事（新築棟）		■	■
⑨引渡し等			■
⑩犬猫移動			■

■従来型公共工事事業（案2）	X年度	(X+1)年度	(X+2)年度
基本・実施設計～事業実施			
①基本・実施設計業務	■		
②積算・金額調整		■	
③確認申請		■	
④建設工事入札		■	
⑤準備工事		■	
⑥建設工事（新築棟）		■	■
⑦引渡し等			■

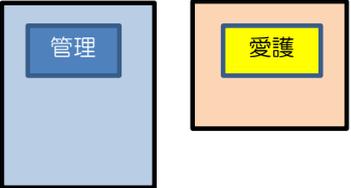
■PFI 事業

P F I の場合は、事業実施の公表や特定事業の選定等で時間がかかるため、施設供用までの時間が従来型より約 2 年長くなる。



(4) 比較評価と検討結果

案1及び2について、各視座による評価を行い、比較検討したところ、以下のとおりとなった。

		案1		案2	
		現在の敷地内に新設		別の場所に新設	
イメージ					
各視座による判断	適正管理の観点 (感染症への対応等)	△	・感染症リスク低減傾向 ・個体管理可	◎	・ 感染症リスク無 ・ 個体管理可
	譲渡機能の強化 話題性	○ △	・譲渡適性個体とできる ・新規性あり(場所はわかりづらい)	○ ○	・譲渡適性個体とできる ・新規性があり、集客見込める
	啓発拠点の観点	◎	・ 来所による各種研修や講習、ふれあい方教室等の開催可	◎	・ 来所による各種研修や講習、ふれあい方教室等の開催可
	住民理解の観点	△	・周辺自治会に新規設置の説明	△	・住民説明要。なお、先進地の愛護センターは住宅に隣接してない。
	建設費	△	・土地が狭く、総2階建になるためコスト増	○	・平屋建て可
	ランニングコスト	○	・新施設の維持管理費が必要だが、人件費の増は最小限に抑えられる	△	・現センターに加え新施設の維持管理費が必要で、2ヵ所分の人件費も必要
	土地・建物所管課との協議	◎	・ 協議不要	△	・所管課又は土地所有者との協議必要
	施設供用までの期間	△	30ヶ月	○	23ヶ月
	その他	△	・建設中の犬猫の飼育場所や完成後の来場者駐車場、ドッグラン用地の確保が必要	○	・現センターを運営しながら工事可能 ・来場者駐車場やドッグラン等の用地も確保可能
総合評価		○		◎	

現段階では、案2の土地が未決定のため平面図や整備スケジュール等は想定ではあるが、各視座における比較評価の結果、適正管理の観点や建設費、施設供用までの期間、駐車場用地確保の観点等から、案2による整備を行うこととする。

2 財源確保の検討

(1) 施設整備費

① 国庫補助金の活用（環境省「動物収容・譲渡対策施設整備費補助金」）

1. 事業実施者	2. 事業内容（動物収容・譲渡対策施設整備事業）	3. 基準額	4. 補助対象経費	5. 国の補助率
都道府県等 （都道府県、指定都市、中核市）	①動物収容施設（電気・給排水衛生設備、冷暖房設備含む。）の新築・改築・改修、動物譲渡に関する専用施設やスペース及びこれらに関連する施設の設置を行う事業 ②災害時において、緊急に行う動物収容・譲渡対策施設整備事業			
市区町村等	市区町村（指定都市、中核市を除く）	環境大臣が必要と認めた額	事業を行うために必要な本工事費、付帯工事費、測量及び試験費、事務費	1/2
	環境大臣が適当と認める者			

② 民間資金等の活用の検討

「ふるさと納税」、「クラウドファンディング」、「クラウドファンディング型ふるさと納税（ガバメントクラウドファンディング）」や、大分県などで取り組まれているネーミングライツ導入による収入源の確保。

和歌山県和歌山市の取組事例

総処分「ゼロ」を目指して！猫たちの【不妊去勢手術】の実現にご協力ください！



目標金額 **24,579,745円**

136.5%

目標金額：18,000,000円

達成率 **136.5%** 支援人数 **1,464人** 終了まで **受付終了**

和歌山県和歌山市
和歌山県和歌山市

【寄附募集期間】2018年5月23日～2018年12月31日（223日間）

【資金使途】設備の拡充：12,781,800円、用具や薬品購入：5,218,200円

【プロジェクト内容】

和歌山市では動物愛護センターを建設し、平成31年度中の業務開始を目指している。犬猫の不妊去勢手術と簡易な治療を実施するための手術台や診察台、麻酔装置など様々な設備や薬品の整備費用とするもの。2019年10月建設完了予定。

（資料）ふるさとチョイス ガバメントクラウドファンディング過去実績ページより引用

施設整備費の財源確保について、本県としては①を活用する。また、②についても他県を参考に本県の関係部局と協議し、導入について検討を行う。

第10章 現動物愛護センターの改修の必要性の整理及び利活用計画

(1) 改修の必要性

前述のとおり、現動物愛護センターは築40年（1979年4月完工）が経過し老朽化が進んでいることに加え、犬猫の殺処分を主目的として整備されたものである。新たな動物愛護センターが整備された後、現動物愛護センターには、保健所で譲渡に適さないと判断された犬猫が収容され、安楽死の3要件に該当する場合は、やむを得ない安楽死を実施することとなる。しかし、安楽死の3要件に該当しない犬猫については、譲渡に向くよう訓練等を実施するため、個別に管理できるような施設に改修する必要がある。

(2) 現動物愛護センターの課題及びその対応策

前述のとおり、現動物愛護センターは、犬猫の殺処分を主目的として整備された施設であり、長期間収容することは想定されていなかったため、設置当時の熊本県動物管理センター施設構造・設備の図（P13の成犬犬房）からわかるように1つの区画に複数頭収容する構造（大部屋）となっている。特に、安楽死の3要件に該当しない犬については、現在、空いている場所にケージ等で個別に管理をしているが、収容スペースが足りないため、大部屋に収容せざるを得ない状況となっており、飼養中に犬同士の咬傷なども発生している。また、収容頭数が多く、長時間、動物の飼育管理に時間が割かれているため、譲渡に向くための訓練等が十分にできない状態である。

動物福祉の観点から個別に飼養・保管できるような施設のハード面、及び訓練等が十分にできるような人員体制のソフト面の両面から対応策を整理する。

また、トイレが男女共用で1つしかないなど、職員の労働環境にも課題が残ることから、男女別のトイレを整備するなど、環境改善に向けた対応策も併せて整理する。

(3) 改修に係る必要な調査等

過去における調査・改修履歴は下記とおりである。

- ・平成17年度 屋根防水改修工事
- ・平成25年度 耐震診断業務（耐震性に問題はない）

また施設管理者によるヒアリングでは、建物における不良はないとの意見を受けた。

上記より、改修に向けた必要な調査は特にないと判断される。但し、経年劣化による不具合箇所の改修は今後、都度行う必要がある。

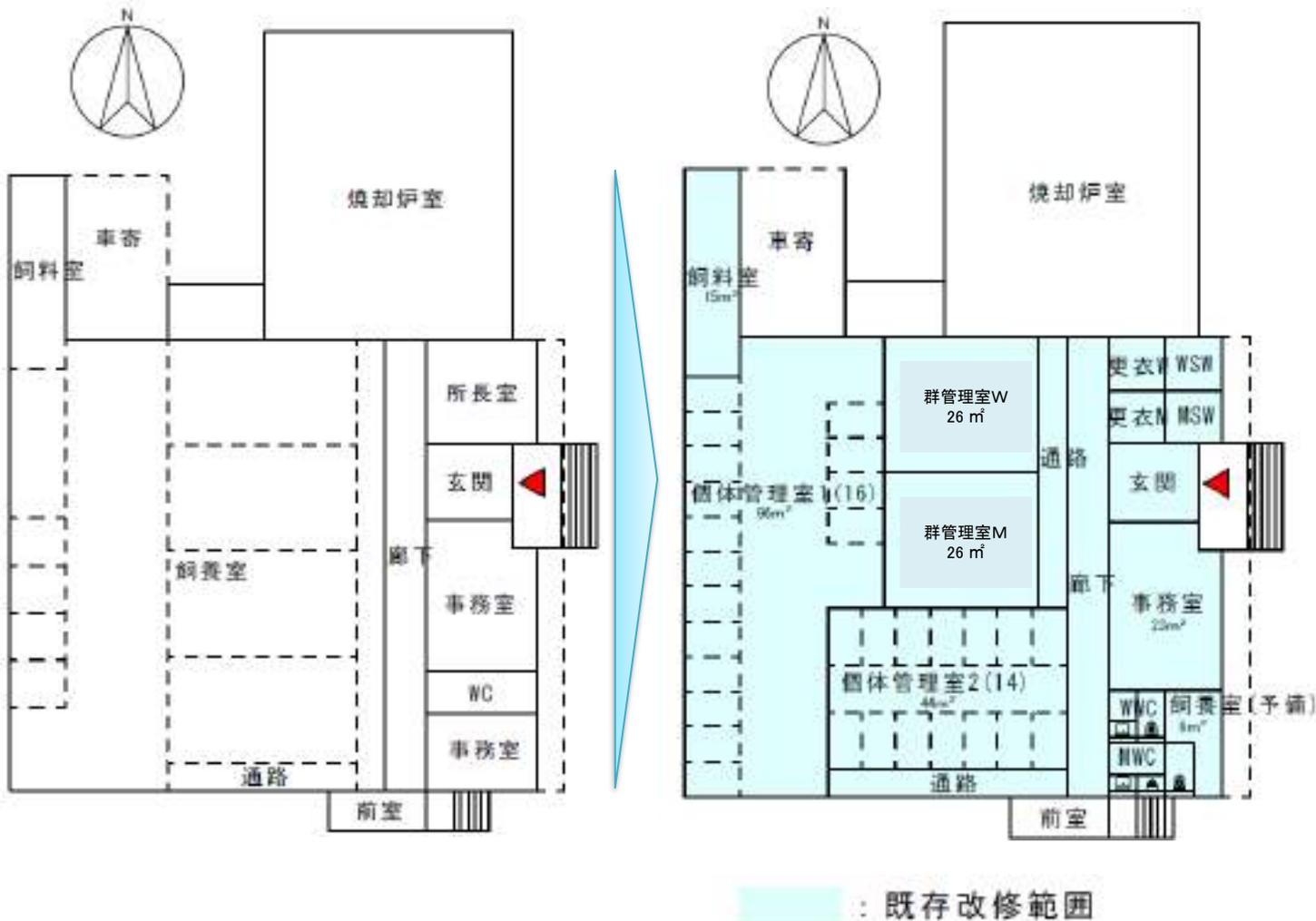
(4) 適正飼養頭数の算出

3次計画に基づき、本県に入ってくる（捕獲・引取り）犬猫を減らす入口対策や本県から出る（返還・譲渡）犬猫を増やす出口対策などの施策を実施した場合の犬の収容頭数を試算すると、現動物愛護センターでの収容見込み頭数が約30頭であるため、同程度の収容能力が妥当であると考えます。

(5) 施設レイアウト図

現センター改修前平面図

現センター改修後平面図



現状は、安楽死の3要件に該当しない犬については、空いている場所にケージ等で個別に管理をしているが、収容スペースが足りないため、大部屋に収容せざるを得ない状況となっており、飼養中に犬同士の咬傷なども発生している。

現センターの改修により、30頭分の個体管理室が確保されることから、これらの咬傷は無くなるものと思われる。また、現状、屋外管理されている一部の犬が全て屋内管理になることにより、騒音対策にもつながる。職員の労働環境面においても、男女別トイレや男女別更衣室・シャワー室の設置により、安心して働ける環境が整う。

(8) 法的条件の整理及び周辺環境の整理

➤ 法的条件の整理

第9章の案1の法的条件と同様、以下の通り。

① 都市計画法

	規制内容	適用
都市計画	都市計画区域内(市街化調整区域)	都市計画法第29条並びに同施行令第21条により、開発許可不要
指定容積率	80%	70.72%
指定建蔽率	50%	46.52%
防火地域指定	なし	
高さ規制	建築物は高さ10m未満とする	現状10m未満

② 建築基準法

	規制内容	適用
主要用途		08420畜舎
接道	2m	前面道路に私道が一部含まれるため建築許可申請が必要
日影規制	なし	
絶対高さ制限	なし	
外壁後退	なし	
北側斜線	なし	
道路斜線	斜線勾配1.5	OK
隣地斜線	斜線勾配1.25、立上20m	OK

③ その他関連法令・条例

	規制内容	適用
消防法		防火対象物15項に該当
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)		非該当
土壤汚染対策法		非該当
熊本県建築基準条例	第18条 大規模建築物の敷地と道路との関係(6m接道)	前面道路に私道が一部含まれるため建築許可申請が必要
熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例(やさしいまちづくり条例)		届出必要
熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例		届出必要
熊本市景観条例		届出必要
熊本市公害防止事前指導要綱		届出必要

➤ 周辺環境の整理

① 地盤

第9章の案1に同じ。

② 風土・気候条件

第9章の案1に同じ。

(9) 改修の必要性の判定

現センターの改修により、まず老朽化が解消されることから、動物や職員の安全性が向上する。また、現センターは当初、殺処分を主目的として設置されており、現在においても群管理（大部屋）されているが、改修により個別管理が実現し、十分な収容スペースが確保されることから、犬同士の咬傷等も無くなるものと思われる。現状、屋外管理されている一部の犬が全て屋内管理になることにより、騒音対策にもつながる。さらに、レイアウトの変更により動線も改善されることから、動物同士、動物対人間の感染症抑制にもつながる。

職員の業務遂行面においても、男女別トイレや男女別更衣室・シャワー室の設置により、安心して働ける環境が整い、衛生面でも充実した設備が備わる。そして、昨今の飼養頭数の累増により十分に確保されていなかった犬の訓練時間も捻出できるようになり、地域への啓発活動なども含め、本来動物愛護センターが果たすべき愛護業務が十分に行えるようになると考えられる。

以上により、施設の長寿命化や動物・職員の環境改善が必要なことから、現センターの改修を行うこととする。

まとめ

本県では、平成30年3月に「3次計画」を策定し、「命を大切にし、やさしさあふれる人と動物が共生するくまもと」の実現を目標に、様々な動物愛護の施策を推進してきた。その一方、動物愛護センターでは長期収容する犬猫の累増等の課題が生じたため、平成30年度に有識者等による「あり方検討会」が開催され、「動物愛護の拠点となる施設整備が必要」との報告があった。

この報告書を踏まえて、県として「基本計画」を整備の必要性を検討した。具体的には、現動物愛護センターの現状と課題を整理するとともに、「動物愛護センターの必要性」、「施設整備の比較検討」、「現センターの必要性」等を総合的に検討し、以下のとおり判断した。

- ① 動物愛護啓発や譲渡を推進するための動物愛護拠点施設の整備が必要である。
- ② 現センターに施設整備をするよりも、現センターに管理機能を存続し、新たな場所に愛護機能を有する施設整備を行うこととする。
- ③ 現センターの改修も必要である。